

第一百十二回国会院会科 学 技 術 委 員 会 議 錄 第 二 号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 大坪健一郎君

理事 横本和平君

理事 小宮山重四郎君

理事 若林正俊君

理事 栗山明君

理事 貝沼次郎君

理事 上坂昇君

理事 唐沢俊一郎君

理事 小渕正義君

理事 村山喜一君

理事 春田重昭君

理事 竹内黎一君

理事 原田昇左右君

理事 上田利正君

理事 村山喜一君

理事 春田重昭君

理事 原田昇左右君

理事 上田利正君

理事 村山喜一君

理事 春田重昭君

出席國務大臣

國務官科技術廳長官

見学伊藤宗一郎君

信敬君

官房長官

科学技術廳長官

技術政策局長

科学技術廳科學

技術振興局長

科学技術廳研究

開発局長

科学技術廳原子

力安全局長

委員の異動

三月二日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同月八日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同月九日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

同日

辞任

補欠選任

三月二日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同月八日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同月九日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

矢島恒夫君

同日

辞任

上田利正君

春田重昭君

同日

放射線被曝線量基準緩和反対等に関する請願外
一件(野坂浩賢君紹介)第五七七号)

同外一件(小澤克介君紹介)第六一〇号)

は本委員会に付託された。

同月三日

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

同月三日

放射線被曝線量基準緩和反対等に関する請願外
一件(野坂浩賢君紹介)第五七七号)

同外一件(小澤克介君紹介)第六一〇号)

本日の会議に付した案件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

科学技術振興の基本施策に関する件

○大坪委員長 これより会議を開きます。
科学技術振興の基本施策に関する件について調査を進めます。

○佐藤(敬夫)委員 きょうは、自由民主党を代表いたしまして、大臣並びに関係の皆様方に御質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。佐藤敬夫君。

○佐藤(敬夫)委員 きょうは、自由民主党を代表いたしまして、大臣並びに関係の皆様方に御質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。各協力協定の問題や、あるいは最近になりまして大変さまざまな原子力関係の事故や今後原子力に対する困難を見通される問題もあるよう

ござりますので、少し突っ込んだ議論になると思いまますが、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず質問を始める前に、アメリカの大統領候補

でありますドール氏が、日本には技術はあっても科学はないということを話しております。この言葉をその所信の中で大臣はどう受けとめられるか、印象で結構でありますから、簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

○加藤政府委員 今御質問の科学と技術のポイントでございますが、科学、技術のかかわり合い、これは古来いろいろな形で非常に密接なかかわり合いを持ってきた時代もございますし、また全く離れた形でそれとの開発、進展が行われた場合もございます。概して申し上げますと、古代においては科学と技術というものは全く隔絶した形でそれれ存在し、進んできたというふうに見られておりますし、近代に至っては次第に科学と技術が接近し、融合してきているといふふうなことが言われております。現代におきましては、特に先進国においては、こうした科学と技術というのはまさに融合した形で運営が行われていくべきであり、また行われつあると私ども認識しております。そして、科学技術政策大綱におきましても、科学と技術と一体化した形で三つの柱、基礎研究の重視、国際貢献、自然と人間との調和というものを掲げて進めているところでございます。

○佐藤(敬夫)委員 実は私は難しいことをお聞きしているのではなくて、大臣の所信をお伺いしている。要するに、これから日本の国際的な信頼性を高めていくために一体科学技術庁の協調体制をとつていて、それを一つの柱としていくために、一体科学技術庁の領域補完でも技術はあつて科学はないという印象で話しているということは、まさに日米の科学技術協力協定の中できちんただ乗り論だとか知

的所有権の移転の問題だとか、そういう一つ一つのことに対して日本は今後一体どういうふうにこの分野の問題に対して予算を配備し、あるいは基本的な考え方としてどうやって科学技術の問題を進めていくのかな、という印象について、私は極めて興味深い言葉だという感じがするのです。ですから、科学と技術がどうだというのじゃなくて、その言葉に対してどういう印象を大臣が持たれるのかな、こういうことをお伺いしたかったのであります、できれば大臣から一言その言葉に対する印象を聞きたいと思います。

いろいろなきれいことで総体をまとめようとしてみても、実際にどうなんだといったときに、それが非常に向こうにとつては頗りないような感覚じに見えるのじきないかなという気がするわけです。例えば去年とことしの予算、決算という状況の中を見て、日本の科学技術に対する総投資額といふのはどういうふうになつておりますか。

○加藤政府委員 これは総務省統計でございますが、したがいましてやや年次が古うございまして、一九八六年におきまして我が国におきまして

○佐藤(敬夫)委員 しつこいようでありますから、要するに私ども外から見た日本の印象というものは、私は経済人でありましたから一つの会社、企業という中に日本の国というものを押しやって見ますと、健全な赤字部分をどう持つてあるかということ、その企業が将来に向かって、あの企業は必ずいつかは大きな貢献あるいは大きな発展をする会社だなどという印象に私どもは受けとめているわけですね。その場合に、日本

○伊藤國務大臣 まあ科学というのはもちろん学問ですから、あくまでも真理の探求なりそういうものに奉仕するというか、そういうものが學問だらうと思いますけれども、技術となりますと、そういう科学の真理の探求の結果得られたものを今

外国と比べますと、米国は十九兆三千と極めて高水準にございますが、西ドイツ、フランス、イギリス等の数字を見ますと、西ドイツが四兆一千、フランスが二兆八千、イギリスが一兆三千ということで、日本は西ドイツ、フランス、イギリスを

度は人類あるいは産業の福祉なり幸せなり、そういうものにその芽をそのまま技術として生かしていくことだらうと思ひます。ただ、今も局长の方からお話を申し上げましたおり科学と技術二つとも、おこにこつらうつらうづく

合せた額の研究投資を最近においては行ってい
るという状況でござります。

術としないもののか、一体化に取りついであるわけですか。特にまた科学というものは真理の探求でありますから、それを政治の分野でどうするかということとは、私はある意味では極めて微妙なことだと思います。それを科学技術庁という役所なり政府が

大かさないに近所の新規小売業者とし、守護医療を重んじる。

○佐藤(敬夫)委員 何か非常にかたい御答弁になつては、慎重にしなくてはいけないのではないかなどといふうにも考えます。

たら、それはまことにお粗末だなという印象を持つに違いないと私は思うのであります。そのことに対する御印象はどうですか。

○加藤政府委員 ただいま申し上げましたよろしく、研究開発費投資額では各国比較が以上のよう

つたのであります。そうではなくて、例えば、今アメリカでは民官合わせまして昭和六十一年度においても約二十兆円の研究開発費投資というものをしておられるのですね。政府負担で見ても、

でございますが、政府の負担分というもので見な場合に、一九八六年でございますが、日本は一兆六千五百億　これに対しまして米国は九兆三千億と圧倒的な高水準でございますが、ヨーロッパ、

本年の二月に発表された一九八九年度会計の予算書では、科学技術、宇宙開発費は一兆七千億、前年度対比一〇・二%増しになつてている。そういう状態の中から日本の科学技術庁関係というので、すか総体予算といつものを見ると、まさに口では

例えば西ドイツは一兆六千八百、フランスは一兆五千、イギリスが一兆一千、年次が多少差異います。ですが、アメリカを除けば西ドイツ、フランス、イギリスは日本と政府負担分におきましてほぼ同額かやや下回るような状況であるというう

卷之三

それが送來の清性の中でも無理と、ありであ

的の所有権の移動の問題など、そういうことに対して日本は今後一体どういうふうにこの分野の問題に対して予算を配備し、あるいは基本的な考え方としてどうやって科学技術の問題を進めていくのかな、という印象について、私は極めて興味深い言葉だという感じがするのです。ですから、科学と技術がどうだというのではなくて、その言葉に対するどういう印象を大臣が持たれるのかな、こういうことをお伺いしたかったのであります。

○佐藤(敬夫)委員 しつこいようであります。でも、非常に向こうにとつては頗りないような感じに見えるのじやないかな、という気がするわけです。例えば去年のこととの予算、決算という状況の中を見て、日本の科学技術に対する総投資額といふのはどういうふうになつておりますか。

○加藤政府委員 これは総務省統計でございますが、したがいましてやや年次が古らござりますが、(略)

調整費も拡充を図つております。六十三年度の予算でも皆様方の御協力を得ているところでございまして、今後総合調整機能の一層の充実強化に一生懸命になって努めてまいりたいと思いますし、自指どころは今お話しのとおり、科学技術庁という役所を本当に日本の政治なり行政の中心あるいはまた根底に置くといふくらいの意気込みで当たってまいりたい、このように考えております。

○佐藤(敬天)委員 これはある雑誌で大臣が東北大学の西澤潤一先生と対談をされた。すごく明るいのですね。私は大臣が科学技術というものに向かってどんなふうに考えておられるのかということだが、今の答弁よりむしろこっちの方がはるかにわかりやすく印象づけられて、大事に大事にヨーピーをとつて持つておったのです。確かに私は今、お金のことだけ、あるいは日本が抱えている省の縦割り意識の中でのそういう問題を統合調整したらどうだというお話を申し上げたのです。この対談のお話のように、根本的には一体基礎科学あるいは基礎研究費とかさまざまな問題があるのも、それをどういう方向に位置づけていくのかという極めてはつきりした方向が見えてくることが一番大事なことじゃないかなという感じがするわけです。

例えば、今までのようになく國境のある時代から國境のない時代に変わってきたのだ。日米の原子力協定にしても科学技術協定にしても、肝心なところがどうしても一步不透明でわかりにくいといふことは、やはりお互いの國の事情というものを本当に知り合ふという環境がまだ整っていない。太平洋を小さな湖にするのだといふくらいの迫力なら、一方はやはりそういう研究費の投資の金額も問題であるけれども、その方向でお互いが、日本が協力し合つてどういう方向に求め合つていくのだ、今自分の足りないところは補つてくれ、向こうの足りないところはこっちが補おう、それが金の交流になつたり知識の交流になつたりして、こらいうすぎすぎました。何かおどかしながら、これでやらなければこっちというような関係でなくて

日本の科学技術のあり方というものを考えていいか、エキサイトしていくような、ぎすぎした環境がますますあります。増幅されていくのじゃないかな、こういう心配がしてならないわけであります。その予算案にしても、いかに使うか、どのようなものにどうふうに使っていくのかという基本的な問題はあるにしても、どうぞ大臣もそういう腹をきっちりと据えていただきまして、府から省へ、そしてそいう一つの大きな枠組みに向かって今後どのように向かっていくのかということを、この委員会を通じて極めて正確に御指示いただければ大変ありがたいというふうに思います。

なりましょ、一人で共稼ぎをしてたくさん取
を上げて子供はつくらない、優雅に一生送りま
よ。こんなのは別に何もこの委員会で取り上
るような話ではなくて、ふつと言つただけで、そ
のことが体験的に何も説明を加えなくてわかると
いうような感じ。その世代に向かって原子力の詳
をしたつて、やはりなかなか納得をしようとした
い世代になつております。

こんな本を委員会で出してはいけませんけれども、
も、最近創刊された「デイズ」とかあるいは週刊
誌の「タッチ」でしたか、何かほかの部分でも、
それからあすかあさつて、また今度はテレビ朝日
の10チャンネルでもつて原発のこういういわゆる
一般の人にはつて興味を持つて、6月の月頭

ことであります。中身は外務省の交渉ですので、詳しく述べませんといふより、私が御質問申し上げたらそんな答えが返つてまいりました。中身は結構であります。しかしアメリカ側は公聴会を開いてどんどんやつておりますから、いろいろな報道は逆に我々に向かってきてゐるわけであります。その中で特に、海外から研究者を大量に日本がこれからお迎えするのだと、これが一つの向こうの提案案項にもなつてゐるようであります。この問題については今後どういふ考え方でどういう対処をしていかれるのか、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思います。

日本の科学技術のあり方というものを考えていかなければなりません。エキサイトしていくような、ぎすぎとした環境がますますますます増幅されていくんじゃないかな。こういう心配がしてならないわけがあります。その予算にして、いかに使うか、どのようなものにどういったふうに使っていくのかという基本的な問題はあります。でも大臣もそういう腹をきっちりと据えていただきまして、府から省へ、そしてそういう一つの大きな枠組みに向かって今後どのような方向に向かっていくのかということを、この委員会を通じて極めて正確に御指示いただければ大変ありがたいというふうに思います。

基本的なことにつきましてはこれでやめたいと思いますけれども、もう一つ頭の体操で、私も科学技術の委員会へ入りましてまだ日が浅いわけであります。ですが、どうも科学技術の分野のお話といふものは、先ほど最初の局長の答弁にありましたように、非常にさわりにくい温かみがないわけであります。例えば同じ世代なんかにしても、もつと基本的な科学技術あるいは原子力、そういうものに対して、広島、長崎のイメージじゃなくて、もっと違う意味で人々がさわっていく環境をつくり上げていかなければならぬなという気がしてならないのであります。大臣に頭の体操をしていただきたいのですが、DINKカップルという言葉わかりますか。これはそんなに難しく考えないでお答えいただきたいと思います。わからなければわからないということで結構です。

○伊藤国務大臣　申しわけありませんが、ちょっと勉強不足でわからないです。

○佐藤(敬夫)委員　勉強不足でも何でもないのであります。ちょっととかたくなな答弁ばかりですので、少しもつとやわらかいお話をさせていただきごうと思つて……。

若い人たちは、もうDINKカップルと言ふとうすぐわかってしまうのです。ダブル・インカム・ソーラー・キッズというのだそうです。一人がとにかく結婚しているかないか別にしまして、一緒に

なりましょ、一人で共稼ぎをしてたくさん収入を上げて子供はつくらない、優雅に一生送りましょう。こんなのは別に何もこの委員会で取り上げるような話ではなくて、ふつと言つただけで、そのことが体験的に何も説明を加えなくてわかるというような感じ。その世代に向かって原子力の話をしたつて、やはりなかなか納得をしようとしたい世代になつております。

こんな本を委員会で出してはいけませんけれども、最近創刊された「デイズ」とあるいは週刊誌の「タッチ」でしたか、何かほかの部分でも、それからあすかあさつて、また今度はテレビ朝日の10チャンネルでもつ原発のこういういわゆる一般の人たちが興味を持つている中身の問題について、我々からするとかなり無責任な分野まで今めているいろいろまた報道しよう。こういうもので二十分部売れています。あるいは伊方の原発の問題なんかにしても、私どもは、あれがマスコミの分野があそこでおさまったというのは、要するにやつていいか悪いかというのじゃなくて、あれを大胆に公開したということがマスコミのいわゆるある意味における嫌がらせみたいな分野も封じ込めて、正しくそのことを理解したということにながつっていくのじゃないか。やはりこれからは大胆に公開すべきことは公開していく。そしてそちらいうものを一つ一つ秩序立てていきながら、小さい時分から科学のいろいろな分野に対して手ざわりをしていく、あるいはそのことを見たことによって宇宙開発の分野なら子供たちが冒険心を持つていく、そういう感覚になつていくようなPR活動というものについて、どうやってお互いの産業問題、この二つについて簡単に聞きをしたいのですが、官が協力し合つた形をとつていくかという感覚非常に大切になつてくるのじゃないか。これはきみ度七度目の訪問でこの協定の推進を急ぐといた後ほど質問させていただきます。

その中で特に今お聞きしたいことは、日米科学技術協力協定の問題とか新日米原子力協定の問題、この二つについて簡単にお聞きをしたいのですが、あります、日米科学技術協力協定の場合には、

ことであります。中身は外務省の交渉ですので、詳しくは申し上げられませんというような、私が御質問申し上げたらそんな答えが返つてしまります。中身は結構であります、しかしアメリカ側は公聴会を開いてどんどんやつておりますから、いろいろな報道は逆に我々に向かってきていました。中身は結構でありますが、しかしアメリカを大量に日本がこれからお迎えするのだということが一つの向こうの提案案項にもなっていますが、この問題については今後どううであります、その中で特に、海外から研究考え方でどういう対処をしていかれるのか、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思います。

○吉村政府委員 ただいまお話をございましたように、研究者の交流というものがこれから非常に大事になっておるところでございまして、科学技術庁といたしましても從来からある程度の努力はしておるわけでございますが、不十分であるというような御意見をいただいておるわけでございます。特に、こういった情勢になつてまいつたということもございまして、從来一般的にやつておりました外國人の招聘のほかに、六十三年度からは科学技術振興調整費を充當いたしまして、若手の外国人研究者を対象にしたフェローシップ制度をつくるということを計画いたしておりまして、受け入れの数も百名程度を考えておるところでござります。それでもまだ全体の数からすればいかがかというお話があろうかと思いますが、いすれにいたしましても、私どもは国の研究機関にそういつた数のものを受け入れるというのにはかなり思い切ったことであると思つておるわけでございまして、まずはこういった計画を円滑に進めていきたいというふうに思つておる次第でござります。

○佐藤(敬夫)委員 外交交渉中の話であつて、答えていく面もあるのだと思いますが、このような改定交渉をアメリカが要求してきた背景というのは一体どの辺にあるのでしょうか。要するに、そのことを政府としてどのように認識しておられるのか。外務省がおつたら外務省の方にお聞きし

たいのであります。おりませんか。

○吉村政府委員 協定交渉そのものというよりは、むしろ日本の科学技術関係全般という感じで御説明を申し上げますと、アメリカの認識といつしましては、現在の科学技術協力協定というものは日本とアメリカの間にかなりの格差があつた時代を踏まえてでき上がっておるということでございまして、その後日本の経済力、技術力が非常に伸びておるということもありまして、そういうことを背景にして、いわば対等の立場での科学技術協力を推進するというための枠組みにすべきであるという理解でございまして、そういう意味でも、現在日本が外國から受け入れている研究者の数がそういう観点から見ても非常に少ない、そういうものを広げるべきであるといったようなことを向こうから言われておるということをございます。

○佐藤(敬夫)委員 本當は中身をもつと聞きたいのですけれども、今度七回目に向こうへ行つたときには大体まとまる可能性があるのですか。

○吉村政府委員 これも交渉事でございまして、相手方の対応といふものについても予想はできないといふこともございまして、私どもいたしましては、一応二月末に期限が参りますので、できるだけまとめたいということで、通常よりも長い期間と申しましようか、通常三日とか四日という感じで動いておりますが、今週は月曜日から一応土曜日までを目途に進めておるという状況でございます。

○佐藤(敬夫)委員 中身の問題で少し詳しく触れてもいいなと思う部分というのは、こういう研究者交流のために、はつきりした数字は今ちょっとここへメモしてあつたのですが、五十八、九年のときでも約二万六千名近い研究者を我々はアメリカに派遣している。アメリカから受け入れている研究者交流というものはたしか二千百五十人くらいじゃないかな。やはりこれは向こうから見れば当然そういうバランスが崩れているという印象にはもちろんなっているのであります。しかし

それは今までの時代で、アメリカの方に研究する材料が極めて少ないということで、数が多く来たからといって、別に誇り誇られたりするものではないというふうに私なんかは実は考えておったのですが、しかしながら時代は変わつてまいりまして、本当に日本にもそれに対しても研究に値するものがたくさん出てきたのだ。そのときに、ただ単に建物をつくればいい、この程度の予算でこう受ければいいというのじゃなくて、本当に科学技術者たちが研究し、逆に言えば定住したくなるような環境を整えてあげることが大事なんじゃないでしょうか。この予算を見てもとてもそですが、その辺についてはどうお考えでございますか。

○吉村政府委員 御指摘のとおり、研究者というものは自分の研究が一番やりやすい、最も成果が上がる場所に行くという傾向にあるわけでございまして、外国人の研究者が日本にたくさん来るということのためには、立派な設備と立派な指導者とやりやすい研究環境というものが不可欠であることはそのとおりでございます。私どもいたしましても、幸い筑波におきましてはかなりの国の中でもそれが集中立地し、設備もかなり近代化をされ、研究設備だけではなくて、生活環境の問題がいろいろ出てくるのではないかということを予想をしてござります。住居につきましても、現在できるだけの環境の整備をいたしておりますが、まだ不十分でござりますから、これからも十分努力をしなければいけないと思っておりますが、そういうことだけではなくて、いわゆるソフト面と申しましようか、全く違った文化の方が来られるわけござりますから、非常に細かなところでいろいろな問題が出てくるというふうになつてござります。

○佐藤(敬夫)委員 中身の問題で少し詳しく触れておるということもございまして、筑波を中心にして外国人の研究者を受け入れていこうというふうに考えておるわけございまして、その中でも研究所が集中立地し、設備もかなり近代化をされ、研究設備だけではなくて、生活環境の問題がいろいろ出てくるのではないかということを予想をしてござります。住居につきましても、現在できるだけの環境の整備をいたしておりますが、まだ不十分でござりますから、これからも十分努力をしなければいけないと思っておりますが、そういうことだけではなくて、いわゆるソフト面と申しましようか、全く違った文化の方が来られるわけござりますから、非常に細かなところでいろいろな問題が出てくるというふうになつてござります。

○吉村政府委員 協定交渉そのものといつしましては、現在の科学技術協力協定といつしましては、日本とアメリカの間にかなりの格差があつた時代を踏まえてでき上がっておるということでございまして、その後日本の経済力、技術力が非常に伸びておるということもありまして、そういうことを背景にして、いわば対等の立場での科学技術協力を推進するというための枠組みにすべきであるという理解でございまして、そういう意味でも、現在日本が外國から受け入れている研究者の数がそういう観点から見ても非常に少ない、そういうものを広げるべきであるといったよなことを向こうから言われておるということをございます。

○佐藤(敬夫)委員 ぜひ頑張っていただきたいと思いますし、またこれからは、お金があればどういう考え方もできるのだということについてはあまりにしないで、一日も早く積極的にそういうものを進めていくという態度にどうか切りかえていただきたいというふうに思うわけです。

時間が一時間ということで十分あるのだと思つていたら、もう大変時間が少なくなつてしまつた。一番聞きたいことの部分に少し突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

次に、原子力協定の問題であります。一番最初に、私は皆さんといろいろなお話をさせていたいたのであります。これはおとといですか、参議院の予算委員会で外務省の有馬局長がブルトニウムの空輸地で三沢も有力だといふような、新聞ではそう書いてあるのですけれども、原子力局長もそれについては答弁をしているようあります。が、こんなことを今しゃべっちゃつていいのですか。

○松井政府委員 今度の日米新原子力協定によりますと、ブルトニウムを飛行機で輸送する場合、その附属書五で一定のガイドラインが決められておりますけれども、その場合には包括事前同意申しますが、そういう形でブルトニウムを日本に空輸で運べるというふうになつてござります。

それで、ただいま先生御指摘の三沢の件でござりますけれども、私どもこの輸送をする場合にどういう手順になるかということを御説明申し上げますと、まず航空輸送を実施する場合には事前にまず輸送計画書をつくる。その輸送計画書の中でどういった輸送方法をとる、あるいはどういった輸送ルートをとる、そういうことを具体的に決めていきます。そういう輸送計画書につきましては、当然日本政府あるいはアメリカ政府も関

つ解決をして、そういうものを積み重ねていくということによつて、外国人にとって日本という國がやはり研究をするのにやりやすい環境になるようにしていきたいというふうに考えております。

○佐藤(敬夫)委員 ゼひ頑張っていただきたいと思いますし、またこれからは、お金があればどういう考え方もできるのだということについてはあまりにしないで、一日も早く積極的にそういうものを進めていくという態度にどうか切りかえていただきたいといふふうに思うわけです。

時間が一時間ということで十分あるのだと思つていたら、もう大変時間が少なくなつてしまつた。一番聞きたいことの部分に少し突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

次に、原子力協定の問題であります。一番最初に、私は皆さんといろいろなお話をさせていたいたのであります。これはおとといですか、参議院の予算委員会で外務省の有馬局長がブルトニウムの空輸地で三沢も有力だといふような、新聞ではそう書いてあるのですけれども、原子力局長もそれについては答弁をしているようあります。が、こんなことを今しゃべっちゃつていいのですか。

○松井政府委員 今度の日米新原子力協定によりますと、ブルトニウムを飛行機で輸送する場合、その附属書五で一定のガイドラインが決められておりますけれども、その場合には包括事前同意申しますが、そういう形でブルトニウムを日本に空輸で運べるというふうになつてござります。

それで、ただいま先生御指摘の三沢の件でござりますけれども、私どもこの輸送をする場合にどういう手順になるかということを御説明申し上げますと、まず航空輸送を実施する場合には事前に

ますけれども、私どもこの輸送をする場合にどういう手順になるかということを御説明申し上げますと、まず航空輸送を実施する場合には事前にまず輸送計画書をつくる。その輸送計画書の中でどういった輸送方法をとる、あるいはどういった輸送ルートをとる、そういうことを具体的に決めていきます。そういう輸送計画書につきましては、当然日本政府あるいはアメリカ政府も関与いたします。それから出発地の國の政府も関与いたしますし、あるいはその経由地の國の政府も関与いたします。そういう形でそれを決めていくわけでございます。それで、これから輸送計画をつくるわけでございます。それで、そういう意味では三沢空港をブルトニウム航空輸送の国内着陸空港といふふうに決めた事実は全くございません。

それで、先生御指摘の参議院の予算委員会での御質問でございますけれども、では三沢空港はその可能性があるのかないのかという御質問に対しまして、全く国内の空港を決めたわけではございませんけれども、現時点では理論的可行性としては三沢空港も排除されないというような説明をしております。いずれにせよこういう問題は今後の課題でございまして、政府としてはそういうことを決めた事実はございませんものですから、ひとつ新聞にキャリーされた仕方があるのでございませんが、事実としてはそういうことでござります。

○佐藤(敬夫)委員 それは答え方がますか。どうでもいいのですけれども、こういうところへブルトニウム輸送基地は三沢なんだところ書いて、そしてこういうものに対して皆さんにお聞きしたときは、いやそれはまだ全く検討の対象に入つてないのだ。では現実にブルトニウムといふのはあしたから大量に飛行機で何十台も持つてくるのか。そうではなくて、これから「もんじゅ」の研究なりなんなりに對して少量のものをどうしていくか。それも数年先なんだというふうに私どもは受けとめているわけですね。それを今この基地問題で、例えば原子力協定の中に、アメリカでさえアラスカの上空は飛ばしてはならぬ、よしんば航路を変更して何ができるときでもキヤスクの落下地点を実験をしてみる、その衝撃に耐え得るのかどうかとか、あるいは飛行機を実際に落としてみる、こんなことが議論になつてゐるということはマスコミ報道ではちゃんと出でているわけであります。そういうときに、あの進歩しているアメ

リカでさえもそんな厳重にやらなければいけない研究をいきなり、六ヶ所もつづく、何もつくつた、あそこはもう原子村なんだから、その三沢に向かって、新聞を見ると大変有力なんだなんとうようなことを書いたら、これは地域住民や国民感情をもう一回遊なでするよなことになつたら、のじやないか。一番慎重に答弁をしなければならないことに、できれば本当は有馬局長にお見えいただいて、どういう意図でそういう新聞が誤解なら誤解みたいなよな書き方をしたのか、その真意を聞いておいたのです。

現実に、今の答弁では私は納得をいたしません。本当にこれは新しい日米原子力協定の締結を進めていく段階の中で日本がこれからきちんと解決をしていかなければならぬ課題なのであります。本当にどこであるかと、うことは全く白紙の状態であります。そうおっしゃるなら、ここでそう言つていただきたいのです。

○松井政府委員 先生の御忠告ありがとうございます。まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、これから先ほど申しましたような輸送計画をつくるわけでござりますけれども、それをすることでも、いずれにしろ先生御指摘のとおりマコウスキイ修正案が通つておりますし、輸送容器をどういうふうにするかという問題もございます。そういった問題を多々含めてこれから検討していくなければならない。また一方、日本でもブルニウムにニーズがござりますから、そういうのも見合ひながら逐次固めていく段階でございまして、かかる意味ではこの空港問題、全く白紙でございます。

○佐藤(敬夫)委員 数年後という言葉の解釈はありますけれども、我々はとても嫌な思い出がたくさんあるのですね。例えば原子力船「むづ」の問題にしたって、現実には、もっと早く実験をして調査データを出して新しい時代に向かってこういふ開発をしていこうというのが、一千億もお金を使って、一般の人たちから、要するに国民の側から見ると、またこれから三ヵ年かけて三百億近

い予算を使つていく、何でそんなことをするのかなということの素朴な疑問というのをやはり国民の側にあると思うのです。ですからこういう問題は、先のことだから今は構わないで、そのではなくて、どうしても新しい科学技術の進歩のために必要なんだということになつたら、大胆に公開をして本当に世論を問い合わせながら一つ一つの枠組みを決めていく、そういう状況にこの分野も感覚を切りかえていかないと、いつまでたつても、例えば低レベル廃棄物の問題、高レベル廃棄物の問題にしても、話は出たけれども一步も前へ進まない、そしてその間にいたずらな経費だけが先行していくという状況がこれからも続していくのではないかなどという気がするのです。

一つ一つの項目について実はお伺いしたかったのであります。しかし、どうもあと時間が十五分ぐらいしかございませんので、どうかひとつこういう問題に対応してできるだけ公開型でいろんな考え方を聞きながら詰めていくという、もう一つの解決の方法をもう少し大胆に取り上げていただきたいなという気がいたしますので、その辺についてできれば大臣から一言……。

○伊藤国務大臣 原子力の平和利用推進にはいろいろの原則がありますけれども、そのうちの大重要なことは先生お話しのとおり公開の原則だらうと思います。そしてまた、その原則をしっかりと守りながら、またそういうことによつて国民の理解を得ながら進めながら進めていくといふことが、いかなければならない。それが大臣から一言……。

○佐藤(敬夫)委員 大変なことはよくわかるのです。しかし、現実の問題としてもう一つお聞きをさせていただきますが、低レベルの廃棄物にしておられる方へすればいいです。そういうことで、それが大変なことはよくわかるのです。しかし、現実の問題としてもう一つお聞きをさせていただきますが、低レベルの廃棄物にしておられる方へすればいいです。その六十七万本の中には、新しいセメント改良型になる前の古いものがどの程度入っているのですか。

○松井政府委員 原子力発電所から発生する低レベルの放射性廃棄物のお話でございます。

ちよつと古い六十一年度末現在で御説明さしておきますと、トータルとして約四十四万本ぐら

いございますけれども、いわゆるセメントで固めたものが約十四万五千本ぐらいござります。そ

の他はいろいろな形であります。いろいろな態

様であるというふうに承知しております。もちろんそれは一応ドラム缶換算というふうになつてござりますけれども。

○佐藤(敬夫)委員 これは科学技術庁が出された「放射性廃棄物の処理処分」というものですね、これを読んだのですが、六十七万本と聞いていた

のです。現実には四十何万本ですか、ちよつとしつこいですが。

○松井政府委員 今申した約四十四万本という

ことで本当にオーブンに、ぜひひとつどこからで

物のうちでも高レベルの放射性廃棄物を最終的にどういうふうに処分するか、その一つのステップ

としてある計画なわけでございます。それで先生

の御理解をいただきたいということで、公開の原則は

ないうことの素朴な疑問というのをやはり国民

の側にあると思うのです。ですからこういう問題

は、先のことだから今は構わないで、そのでは

なくして、どうしても新しい科学技術の進歩のため

に必要なんだということになつたら、大胆に公開

をして本当に世論を問い合わせながら一つ一つの枠組み

を決めていく、そういう状況にこの分野も感覚を

切りかえていかないと、いつまでたつても、例え

ば低レベル廃棄物の問題、高レベル廃棄物の問題

に取り組んでいただきたいというふうに思いま

す。

簡単にお答えいただきたいのでありますけれども、これから時代、新長期計画の中で下方修正をされまして、九千万キロワットから五千三百万

キロワットに位置づけていくんだ、そしてブル

サー・マル計画などあるいは核融合の新しい研究

も、これまで我々が予測したものよりも十年とか十五年

単位で後ろの方へずれていきました。そういうこ

とも、これから時代、新長期計画の中で下方修正をされまして、九千万キロワットから五千三百万

キロワットに位置づけていくんだ、そしてブル

サー・マル計画などあるいは核融合の新しい研究

も、これまで我々が予測したものよりも十年とか十五年

単位で後ろの方へずれていきました。そういうこ

とも、これまで我々が予測したものよりも十年とか十五年

<

て、それ以外に研究施設、具体的には原研とか動燃とかそういうところもござりますし、その他のものも入って全部でそういう本数になる、こういうことでございます。

○佐藤(敬夫)委員 もつともとお伺いしたいこともたくさんあるのですが、時間がありませんので……。しかし、これから予想されるものとして原子力発電所の例えれば消却、実際に十五年なら十五年、三十年なら三十年の時間が来てこれをつぶしていかなければならぬ。確かにエネルギー源としていろいろのものをつくったり壊したりあるといふことに対してもっとPR活動や、もっと皆さんの常識や意識が高まつていくような本当に危険なものは危険なんだ、そうでないものはそうでないのだということを対応してやつていきました。これは本当にまさにトイレなきマンションみたいにならぬ形になりまして、日本国じゅうがいつか大変大きな騒動を招くことになつていいのぢやないかな。この辺に対してもう少し具体的なPR活動や何かを大胆に進めていただきたいというふうに思うのです。

時間がないのでだんだん焦つてしまひましたのですが、そういう意味で、例えば今ブルトニウムの空輸問題なんかを含む日米の原子力協定改定の問題は、さらにこれからいろいろな委員会の中ではかの先生たちからもいろいろ御質疑があるのでどうふうに思います。近々アメリカの方の議会ではこの問題に対して一つの決断を図るやに聞いておりますが、その辺についてはアメリカの方の議会の動向はどういう状況になつておるのでござりますか。

○松井政府委員 御案内とおり昨年の十一月に本協定が署名されましてから、アメリカ政府は直ちに議会に提出したわけでございます。そこで議会の議論がいろいろとあつたわけでございまして、一つは、この協定がアメリカの国内法、原子力法あるいはそれを修正した核不拡散法、そういう

うものに合致しないという議論でこれは反対といふ議論と、それからもう一つは、ブルトニウム輸送について本当に安全なのかという面で懸念すれども、それで特に上院と下院と分けまして、上院についてはむしろそういう意見が非常に強いわけでございまして、下院の方はどうやらかというと、外交委員会を中心いたしまして、むしろ事実的確に把握しようという形で公聴会をやろうという動きが強いわけございまして、そういう意味で上院の動きをとりあげ非常に心配していたわけでも、これは今申しましたようにアメリカの国内法を満たしていない、したがつてこの協定は承認すべきでござります。これにつきまして実は上院の中にございました。これにつきまして実も、アーヴィングがいつか本時間のきょうも、アメリカ時間では前になりますけれども、日本時間のきょう、上院で裁定がなされまして、私どもの方でただいま聞いた情報では、この協定を不承認とすべきという決議につきまして上院で表决付されました。三十対五十三で否決されたといふうに思ふうに聞聞いております。これが一番

新しい情報でございまして、そういう意味では、心配した上院の動きもむしろ不承認案を否決という形で出てきたというふうに承知しております。○佐藤(敬夫)委員 向こう側の心配はわかるのであります。しかし、その件につきましては、我が国としてはこれからどういう対応をしていくかと

具体的にお聞かせをいただきたいと思います。○松井政府委員 この件につきまして問題は、今アメリカ国内で審議されているアメリカ政府と議会との関係と、ということです。したがいまして、私どもは基本的にアメリカ政府にいろいろとよくお願いしているということはござりますけれども、直接議会にということは考えておりません。そういう意味では今まで、一つは御案内の

とおりあの日米首脳会談においても竹下総理からもよくお願いしてござりますし、さらに、ついせんだけでは原子力委員の中江委員にもやはりアメリカへ行っていただきまして、アメリカ政府の方々にお会いしましてその重要性をよくお願いしてまいりました。そういう意味でアメリカ政府も非常に一生懸命議会とのお話を続けているようでございまして、ただいま申しましたような表決というのは一つのそういった成果が逐次あらわれてゐるのではないか、こういうふうに考えております。

○佐藤(敬夫)委員 この新日米原子力協定締結に向けて、できれば原子力委員長の所信をお伺いしたい。○伊藤(敬夫)大臣 この協定は、復習の意味で申し上げますけれども、昭和五十六年の鈴木総理とレーガン大統領との日米首脳会談を契機に、五年余りにわたって日米政府間において交渉をいたしました。その成果として昨年の十一月署名が行われたところでございます。また新協定は、核拡散の防止に対する日米両国の積極的な姿勢を改めて内外に明らかにするものでありますとともに、核燃料の再処理等に関するものでありますとともに、核入するなど、昭和五十二年の日米再処理交渉以来の懸案でございました長期的、安定的な日米原子力協力の枠組みを構築するものでございまして、六ヶ所村の大型の再処理工場の建設、運転、高速増殖炉等におけるブルトニウムの利用の推進も重要なかぎを握っております協定であると認識をしております。

アメリカでの議会の様子につきましては、まだま原子力局長から申し上げたとおりでございますが、我々としても今後アメリカの議会の動きを見守りながら、新協定の早期発効に向けて最善の努力を積み重ねてまいりたい、このように考えております。また、我が国におきましても先般新協定を国会に提出を申し上げたところでございまして、何とぞできるだけ本協定が早期に御審議をいただきまして、国会におきましてもまた御承認をいたいな時代に入ってきた。そういう制度摩擦が起

ただけるように鋭意努力をしてまいる所存でござります。

○佐藤(敬夫)委員 なれないのでちょっと大事なことを忘れておりましたが、伊方の出力調整の問題がありましてから後、敦賀の二号とか、何か作業員の操作ミスだということで話題になつたのであります。この作業員といふのは要するにどういう立場の方なんでしょうか。本当に専門的に長くお勤めになつておられて、そして何かのはずみでこういうふうにスイッチを二つ切つちゃつたな

んということをおやりになつたのでしょうか。この辺、我々が受けとめる中で働く人たちというのはどういう仕組みになつてどうなつておるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。○石塚(政府委員) ただいまの御質問の件でございますが、原子力発電所の規制の問題でございますので詳しいことは通産省の方が承知しているわけございますが、私どもが通産省の方から聞いておりますところでは、相当経験を積んだ、その道ではペテランというような方々がそういった作業をされていましたといふうに聞いております。

○佐藤(敬夫)委員 こういうことが重なつてくるようであれば、やはりそういう従来の組織構造なり内部点検というものをもう少し充実していきませんと、ペテランだからという感じでおつて、例えば手動方式でやるもの、そういうものに対してそのペテランの人間がそういう事件を起こすといふことは、やはり何かこれから取り組んでいかなければいけない新しい課題があるのではないか。そういうものが消えていかないと、なかなか国民大衆が原子力発電所というものに対しての信頼感を持ち得ないということになつていくような気がするわけであります。後ほどまたこの分については詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

時間が参りました。なれない質疑で大変に御迷惑をおかけしたと思います。しかしどう考えてみるとこれから日米関係は、今までの物による摩擦あるいは経済摩擦といふものの次に制度摩擦みたいな時代に入ってきた。そういう制度摩擦が起

こす諸現象というのには、もう日米間に青空論といふものはないのだ、摩擦が当たり前なんだという考え方の中で、これから一つ一つの仕組みを丁寧に、外交上に大きな亀裂が生じない形で、しかし言つべきことは言つて、言ひながら前向きに解決をしていかなければならぬという時代に入つたと

いう認識をするわけであります。どうぞひとつ日本米関係を、決して卑屈になる必要はないと思いますが、五月雨くらいは結構でありますが暴風雨にならないよう、お互いの担当窓口もよく心を引き締めて、この二つの協力協定、そしてまた新しい課題に向かって突き進んでいただきたい。お願ひを申し上げまして、与えられました一時間の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○大坪委員長 野坂浩賢君。
○野坂委員 きょうは科学技術庁長官の所信表明に対する質問でありますので、それに従つて質問をいたしますから、できれば長官のみずからお答えをいただきたい、こういふふうに思つておるわけ

であります。

長官は、所信表明の演説の中では、科学技術政策大綱に従つてこれらの科学技術の振興を図つていく、こういふお話をあつたわけであります。そこで科学技術政策大綱をよく熟読玩味をいたしまして、結びでは特に「人間を重視し、人間あるいは社会により良く適合しその健全な発展を促す」ことういふふうにございます。快適で安全な社会の形成、人間の心と体の健康の維持増進、これが集約されることだろうと思うのですが、そのとおりと解釈してよろしくうござりますか。

○伊藤国務大臣 先生おっしゃるとおりでござります。

○野坂委員 そすると、先ほども質疑の中でありましたが、原子力の問題等は公開を原則とす

立していきたい、こういふうにお話があつたと

思いますが、そのとおりだと確認してよろしくうござりますか。

○伊藤国務大臣 先生おっしゃるとおりでござります。

○野坂委員 大変明快にお答えをいただきまして

ありがとうございますが、科学技術庁から示されました科学技術の白書を読みますと、今後

の科学技術に対してもあらゆる分野で期待が大きい

のが、とりわけ宇宙や海洋への人間の活動領域の拡大、がん等疾病の克服、長期的な食糧問題への対応等がその最たるものである、こういふうに述べられておるわけであります。したがつて長官

は、科学技術庁を省にも格上げをしたいという熱意と迫力を持って所信を述べられたわけでありますから、これらに對してどのような考え方でこれをしておきたい。

○伊藤国務大臣 改めてまた私から言つてもな

しに、日本が、日本というよりも世界全体がそう

でござりますけれども、科学技術の振興发展なしに二十一世紀に我々は到達はできないだらうといいます。

いく、こういふのが政治家としての、皆様方同様の認識を持つ

ことが、この政治家としての、皆様方同様の認識を持つ

こと、白書の上に立つて決意の表明をお願い

をいたさざれました。(拍手)

ますけれども、そのための産学官の研究の連携、提携あるいはまた調整というものをやれるぐら

いの力を持つた役所にしなければならない。繰り返しますけれども、そのためにはやはり科学技術庁

の役所の方々にそういう地位に自分たちがおるの

だといふ誇りを持った意識を強めてもらいたいと

いうのが、長官として終始申し上げておるところ

でござります。

○野坂委員 一般論でお話しをいただいたわけで

すから、後で今の御答弁に対しても具体的論をお話

をいただきたい、こういふうに思つておるわ

けでござります。

○野坂委員 原子力研究開発の予算といふのが全体の六一・

七%を占めていますから、やはりこの問題に触れ

をいたさざれました。

が、今電力事情といふのは、火力、水力、原子

力を合わせてどの程度の最大出力を持つ設備がな

されおるのか、また最も近い最近の電力の需要

量、それを御発表をいただきたい。

○松井政府委員 ちょっと手元にある資料が、一

番最新というよりも六十一年度末といふことでござりますが、それで説明させていただきたいと思

います。

六十一年度末の総発電設備容量、これが一億五

千八百二十六万キロワットでござります。その構成につきましては今ちよつと持つてございませんけれども、原子力につきましては、そのうち二千五百六十八万キロワットというのが原子力の割合になつています。

それから、六十一年度になりますけれども、そ

のときの最大の需要電力、これは変動するわけでござりますけれども、最大が一億一千五十四万キロワットというのが現状でござります。

〔委員長退席、栗山委員長代理着席〕

○野坂委員 私が聞いておるのは、火力、水力、

原子力を合わせて一億五千八百二十万キロワット

トでございます。なお、六十一年度の総電力需

要是六千十八億キロワットアワーといふうにな

つてございます。これは六十一年度の話でござい

ます。

○野坂委員 そうすると、考え方としては一億五

千八百万キロワット、これが最大出力で、設備は

それだけあるということですね。需要は、キロワ

ットアワーでお話がありましたが、この大体三分

の一程度、こういふことになりますか。

○松井政府委員 最大のピーク時の需要で申し上

げますと一億一千五十四万キロワットでございま

す。したがつて、一億五千八百二十六万キロワ

ットトといふことです。

○野坂委員 やや、私が聞いておるのは、設備は

一億五千万、いわゆるピーク時の需要量といふの

は一億一千 wattだ。平均をして年間流すものは一体

どの程度の需要量があつたのか。六千八百万ぐら

いですか。

○松井政府委員 今の総電力需要はキロワットア

ワーでございまして、これは平均するためには割

らなくてはいけないわけでござります。それで

御案内のとおり電力は貯蔵ができないという性質

があるものでございまから、やはり設備容量と

いうのは最大電力需要に対して合わせておかないといけないという問題があることをぜひ御理解い

ただきたいと思ひます。

○野坂委員 平均すればずっと少なくなるけれども、

も、夏の暑いときとか甲子園とか、そういう場合

は非常に上がつてくる。そのピーク時に合わせて

おかなければならぬので、それは最大の場合だ、

平均すればその半分ぐらいになるだらう、こうい

うふうに私たちには理解をしておりますけれども、

今一億五千万と一億一千万の最大出力の問題といふかなかねばならぬので、それは最大の場合だ、

水力、原子力とありますけれども、あなたの意見

りますね。そうすると、この五千万を節電をするた

が発生した原子炉用の機器を除きますと新規契約というのではなく、したがって組織の縮小と解散も出ておるというのが今日の現況であり、世界の状況であつて、原子力低迷の時代といふうに我々は位置づけなければならぬじやなからうかと思うのです。しかも先ほど申し上げましたように、石油の値下がりで石油から原子力に急ぐ必要はないじやないのかという声があるわけであります。

〔栗山委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味で、科学技術庁としてはあるいは通産省としては、この実態を見てこれ以上当面原子力発電の設備の拡大とか新しく立地する必要はないじやないか、コストの面から考えて、あるいは長官がお話しになつた超安全度という面から考へても、今そういうふうに考へた方がいいではなかろうか、私たちはこういうふうに思いますが、いかがですか。

○梅沢説明員 お答えいたします。

原子力発電につきましては、供給の安定性でござりますとか経済性等にすぐれた電源でございますので、先ほどから御説明のとおり、ベース供給力の中核としてこれまで開発を進めてきたわけでございます。当省いたしましても、昨年十月に先ほど御説明申し上げました電気事業審議会需給部会の中間報告でうたわれたとおり、以後着実に増大する電力需要に対しましては、今後とも安定性確保に万全を期しつつ原子力の開発を積極的に推進していくことを考へておるところでございます。

○野坂委員 推進するということですが、それで

は、日本の原子力開発の中核であります動燃開発事業団は去年の八月、内部指針として中長期事業計画をまとめておるわけですね。これの内容は我々よく承知しておりません、外部秘だと聞いておりますけれども、今お話を長官からありましたように、公開を原則としたという決意を述べておられるわけでありますから、この開発事業団の中長期事業計画というものを指導の立場に立つ科

学技術庁としてはどういうふうに把握をされておられますか。発表していただきたい。

○松井政府委員 動燃事業団が検討している将来計画のお話だと思いますけれども、これは、昨年の六月に原子力委員会が原子力開発利用長期計画を示したわけでございますけれども、そういうふうに対応したらしいかというものを内部で検討した資料と承知をいたしております。

それで、具体的にどういうことかと申しますと、動燃事業団、これは新型動力炉の開発あるいは核燃料サイクルの問題等のいろいろの研究開発を行つておる団体でございます。そうすると、そいつた新しい将来の方向に向けて動燃の個々のプロジェクトを今後どういうふうに進めたらよろしいか、その際にどういうことを検討したらよろしいか、その際にどういうことを検討したらよろしいか、そういうものを取りまとめたものと聞いておるわけでございます。それで、その問題につきましてはまだそいつた性格のものでございまますから、あくまで動燃内部における検討資料と聞いておるわけでございます。具体的にこれをどうするかというと、つまり、これに基づきまして動燃では個々のプロジェクトごとにどういふうに進めていくかということを具体的に検討しなくちやいけないわけです。当然その検討は関係する者、例えば動燃の成果を民間がやる場合に民間がどういうことで話を進めていくか、それに対して動燃はどういうふうに貢献したらよろしいか、そいつたものにつきましても十分に関係する者と検討しなくちやいけない。そういうこと

で、そういうものの成果を経て個々のプロジェクトをどういうふうに進めていくかという実施計画ができる、こういう意味ではまだ動燃の中で内部資料という位置づけでおるというふうに承知しておるわけでございます。

いわば撤退計画書であると書いてありますね。いわゆる電力の事情から見て、そして価格、コストの問題から見て、そう大型ではないのか、だから撤退計画書だというふうにあって、我々はそう承知をしておるわけです。今局長の話では、これからどんどん伸びるので、そのプロジェクトをこれからやるんだということですけれども、もしそれがあればこの委員会にこの内容を公開原則論でありますから、中間報告としても文書で提起をしてもらいたい。時間がありませんから、その点についてだけ示してもらいたい、内容について。そういうことを要求しておきますが、よろしくおこざいますか。

○松井政府委員 先ほど申しましたように、この動燃の中長期将来計画と申しますが、これは長期計画に基づきまして動燃事業団がみずから課せられた業務を進めていく上で各プロジェクトを今後どういうふうに進めたらよろしいか、あるいは重点の移動もあるかもしれません、そういうものを検討課題というが取りまとめたものというふうに承知しております、これはあくまで動燃の内部資料でございますけれども、先ほど実は私申しますのは、恐らくこういう問題はそれを決めるに当たつて関係の方とも相談しなくてはいけない、それからそういう重要な点がシフトする場合には、当然動燃の中にも組合がござります、組合とも恐らく相談しなくてはいけない、そういう多々の問題があるうかと思っております。そういう意味では、動燃は出したくないと言つておりますけれども、先生の御指摘もござりますので、一応私動燃とも相談したいと思つております。

○野坂委員 科学技術庁は指導監督機関でありますから、その中間の状況も把握する必要がある。したがつて、それは我々の論議の対象にしてもらいたいと思うわけでありますから、ぜひ出していくべきだときたいということを要求しておきます。

それから、今長官は超安全対策ということを言

われたわけですが、東京大学の若林宏明助教授等の超安全などという意味でプロジェクトをつくって

勉強しておりますね。提起しておる。そういう点については科学技術庁等は率直に受け入れていかなければならぬ。ところが、安全炉といふことにについていろいろなところから持ち込まれるとまた疑惑の解明等をやつて面倒なものですから、それには余り乗り気でない。超安全にするために提起があれば喜んでその提案を受け入れる、そして徹底的に説明をしていく必要があるんじやなから、それからやはり基礎、基盤に立ち返った研究開発をやはり基礎、基盤に立ち返った研究開発を推進する必要がある、こういう認識を示してございまます。そういうものを受けまして、私ども具体的に科学技術庁としては受け入れる用意があるかないか、お答えをしていただきたい。

○松井政府委員 先生の御指摘の超安全炉、あるいはよく一般的には固有安全炉とか申しておりますけれども、これにつきましては、まず原子力委員会の昨年六月の長期計画の位置づけでござります。それにつきましては、原子力委員会としてはそういう固有の安全の炉、そういうものについてやはり基礎、基盤に立ち返った研究開発を推進する必要がある、こういう認識を示してございまます。そういうものを受けまして、私ども具体的に科学技術庁としては受け入れる用意があるかないか、お答えをしていただきたい。

○野坂委員 科学技術庁は指導監督機関でありますから、その中間の状況も把握する必要がある。したがつて、それは我々の論議の対象にしてもらいたいと思うわけでありますから、ぜひ出していくべきだときたいということを要求しておきます。

○野坂委員 局長のお話では、そのような提言は積極的に受け入れて十分対応したい、こういうふうに考えていいわけですね。そのとおりですね。

○松井政府委員 そういう提言は承知しております。それからさらに、実際日本原子力研究所等で

もそういう研究をする必要があろうということ
で、今そういうこともやらしております。それで

先生御案内のとおり、まだそういうものは基礎的、基盤に立った研究と理解してございますけれども、そういう研究はちゃんとプロモートするということは必要かというふうに思つております。

ウイーンに本部を置く国際原子力機関というのがありますね、I A E A 、これが安全指針を発表して、これからガイドラインをつくるということであります。科学技術庁としては既にこの内容についても入手をされておると思うのですが、この I

AEAガイドライン、原子力発電所の基本的な安全原則ですね、これについて御存じだと思うのです、よく知つておられるはずですから。このガイドラインと今の日本の原子力問題とは、このガイドラインをもつてこしらへてこりはよ、。

トライインに従つてこれがよいのどころか、ないのか
話としては、大体日本の原子力問題についてはガ
イドラインに示された範囲内のこととは十分やつて
おるという話でありますけれども、その辺につい
て直すべき点、是正すべき点、これらについては
御検討があつたと思いますので、この点について
は明らかにしてもらいたい。

○野坂委員　放射線の防護、管理責任、深層防
た安全の原則でござりますが、この原則で示され
ております考え方といいますものは、基本的には
我が国の安全確保の考え方へ沿つたものであると
いうふうに私どもは認識をいたしております。

護、事故防止、人的要因、安全評価等は十分にそれに対応されておるという御認識でござりますね。もう一遍だけ。

○石塚政府委員 まさにその深層防護といったような考え方につきましては、日本の考え方とはほ
うな同一、全く同一と言つてもいいくらいかと思いま
す。

なお、基本原則の中には防災対策の考え方ある
いはシビアアクシデントの考え方といったものも
述べられてございますが、こういったより具体的

な幾つかのアイテムにつきましては現在なお世界
各国が研究し、検討しているといったものも含ま
れてございまして、そういういたものにつきまして
は日本も現在なお検討を鋭意進めておるところで
ございます。こういった問題につきましては、チ
エルノブルの原子力事故の後、原子力安全委員
会の事故調査特別委員会において改めて心に銘ず
べき事項としていろいろ指摘されました事項とも
重なり合つておるわけでございまして、我が国に
おきましてもなお検討中のものが幾つかございま
す。

すから、きょうはもう時間が十分程度しかありませんから多くを申し上げませんが、その辺を明瞭かにしてこれから御検討いただきたいと思います。

それから、日本の原子力の平和利用に関する実験施設極の問題がありますね。先ほども話がありましたが、マコウスキュー上院議員等は反対しておられる。最近の情報では、きょうですか、三十対五十九でその案は否決をされた、通ったということでありましたが、ブルトニウムの輸送ということになれば、アラスカを通るようなところは絶対にいいまい、一區落とせ、飛行機も落としてもしてみ

る、こういふやうに非常に激しい意見があつた。しかも、もし落ちて汚染されるということになればアラスカ州等は重大な問題だからという危機感を持つていらつしやるといふのは、三十の表決といふものも等閑視できないと私たちは考へておる

わけであります。

を避けるように選定されたその他の経路」と書いてありますね。例えば今英国とかフランスとかから持ち出されということになりますね。その英國またはフランスから北極またはその他の地域ということになれば、大体どこを通るということが想定されるわけでありますか。これについてが一点と、それから中江要介さんもアメリカに行かれた

のですが、伊藤長官もお行きなつて、いますね。——行つてないですか。新聞には書いてある、伊藤

官も行つたつて。そうですか。それならばどうう経路で専用貨物航空機でやれるのか、その点一点。

なっていますね。それは英國及びフランスから
装護衛者がつくのか、あるいは日本が迎えに行
のか、その辺はどういうことになるのですか
○松井政府委員 先生の御質問、まず輸送ルー
が一つあつたと思います。これについては、出
ところはイギリスないしはフランスでございま

て、日本に来るということで一般的には北極経由となることになるかと思つております。ただ具体的にどこのところをどういうふうに通つてるかということは、これから輸送計画をつくる

さきに具體化する話でございました。まだそこまで詰まっている話ではございません。それから大臣の話につきましてはただいま大臣御説明が一 行ております。

それからもう一つは武装警護、アームドガードと言つておりますけれども、その件でございますが、これもこれから詰める話でございます。たゞ、この問題につきましては、日本政府の立場でございません。

一般論として言しますと、日本国籍の飛行機になるわ
願いした場合には当然やはり日本国籍になるわ
でございまますから、日本国からそういったアードガードが搭乗していただくということになる
ではないだらうかというふうには考へておりま
すれども、いずれにしても、これももう少し具體

○野坂委員 日米原子力協定というものは、こ
とに輸送計画を決める段階でさらに詰めていく問
だというふうに承知しております。

から我々は承認するかどうかという問題ですら、何もわかりません。まだ交渉中であります。いうわけにもならない。日本の飛行機が貨物輸機であるときには武装護衛機というものがつくってですね。その場合は武装護衛機というと、「武装護衛者が同行する。」というのはその飛行機に、ののですか。それとも他の飛行機がついていく

か。武装護衛者という意味、定義、これについて明らかにしてもらいたい。

すれにしる輸送計画を決める段階で確定していくものであるというふうに考えております。

○野坂委員 これからこれからという話ですけれども、これを我々も承知しないで承認するといふことは、決してございません。ただ、この問題は

うわけにはいかないと思うのです。武装警備者としては、例えば日本で言えば自衛隊員ということになりますか。どういうことになるのですか。

○松井政府委員 これからと言うとおしかりを受けるわけでござりますけれども、常識的に、私どもそういう今の自衛隊の方の警護ということは考えておりません。

○野坂委員 警察官が武装護衛者。飛行機は一機だけ飛ぶというわけでもないかねと思うのです。ただで飛ぶというわけでもないかねと思うのです。

○松井政府委員 衛者というのはどういうところの人ですか。

○松井政府委員 警官であろうというふうに思ひます。

ね、撃たれたりしたら。そうすると護衛機といいうものは全然ないわけですか。そういうものは考えられないのかどうか。

○松井政府委員 日米協定で、これは附屬書五に書いてござりますけれども、そういうたぐいの指針に従つてやりなさい。そういう場合には包括同意取り決めになります、こうなつておるわけでございまして、それには先ほど先生の御指摘の飛行機の護衛などいうのですか、それは書いてございません。したがつて、私どもとしてはそう

いうことは必要ないだらうというふうに思つております。

○野坂委員 いろいろ航空機の墜落とかあるいは盗取または妨害行為という一それは一機で、貨物輸送機がひとりで飛んでくるわけですね。攻撃を受けたりいろいろなことがあつたということについては日本政府は考えていない、こういうふうに理解していいわけですね。

○松井政府委員 ここにも書いてございますけれども、要するに、飛行機については當時連絡をとり合う体制ということにして、いこうじゃないかといふのがこのガイドラインに規定されている事項でございます。

○野坂委員 私は、いわゆる単独飛行である、武装護衛者というのは警察官である、こういうふうに認識をいたしておきます。したがつてこれから北極または紛争その他のない、避けて通るというところでありますから、予想される経路はまず北極だ。その場合、日本に着陸をする場合といふものは今からやはり考えていかなければならない。そうしなければこういうことを承認してもらうと、いうことはなかなか難しくなつてくると思いますね。

そこで、うわさとして出ておるのは、先ほどありましたけれども青森県の六ヶ所村ですか、いわゆる三点セットの分があるから三沢、こういうふうに言われるわけであります。その辺は全く白紙だということですけれども、これについては大体こういう方針で臨みますといふことがなければ、いやこれから細部は詰めてやりますからお任せをと――極めて超安全で公開をするということになつておるわけですから、その点はやはり明らかにしてもわなければならないのではないかと思うわけです。今はどこを考へておるのか。

○松井政府委員 先ほどの佐藤先生の御質問に答へましたとおり、国内の着陸空港については全く白紙の状態でございます。前回の予算委員会でも少し御質問がございましてお答えしたのですけれども、では一体どういった空港のどういうとこ

ろ、どういう条件かといふお話をございました。そこで私があれしたのは、もちろんこういう問題につきましてはいろいろと関係省庁と打ち合わせなければ決まらない話でございまして、まあ科技省としてあえて一般的留意事項として言えば、そぞうしたことだということで三つの条件を申し上げた

次第でございまして、そういったものに従つて関係省庁とも相談して、これから逐次決めていく話でございまして、そういう意味ではこの空港問題は全く白紙ということでお答えをさせていただきたいと思います。

○野坂委員 それでは日米原子力協定については、その中身についてはこれから相談をしていただきますが、我々が審議をして採決をするまでには、各個について具体的に御報告ができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松井政府委員 日米の原子力協定というのは、そもそも協力の枠組みあるいはその条件を決めるものでございまして、その具体的な実施につきましては、そういった協力の枠組み、条件に従いましてその後具体的に決めていくものというふうに私ども承知しております。

○野坂委員 それは想定としては、先ほど佐藤さんのお話もありましたけれども、五年、十年先のことであるかどうかといふことが一点。

それから、時間が参りましたので長官に要望を兼ねて申し上げておきたいと思つますが、今電力事情というのは低迷期である、原子力発電のメーク等は解散なり組織縮小を行つて、これが世界の情勢。しかもフランスその他各国においても、原子力発電はしばらくおくという状況といふように我々は認識しております。これが一点、

また、電力事情等のことに関係してお話を出たわけでござりますけれども、何といつても我が国のようにエネルギーの九〇%近くを輸入に頼つてゐるという国では、やはり経済性、供給安定性から見まして、原子力発電といふものが我が国の準

国産エネルギーとして、また基軸エネルギーとしての地位は固まつてきているわけでござりますかも、ぼやを含めて十一件ありますね。なれた人がやつておる。ガイドラインも、先ほどガイドライ

ンの話を申し上げましたけれども、やはり人の問題。この事故も人の作業というものが一つの問題

であります。あるいは、相当の年数がたつておるので耐用年数が近くなつてきただ、腐食もある、この点が問題になつてゐる。そういう点をな

な明瞭化にされないままである。例えば三月六日の敦賀原発の一号機の手動停止の発表は、特に発表の中で黒く塗りつぶしたところがたくさんあります。ああいう点については非常に余計疑惑を持つ。原子力は極めて危険だという認識があるわけであります、それに黒く塗りつぶすという

ような格好になりますと余計神経を逆なでする。あるがままの内容について、先ほどお話をあつたように原則は公開でありますから、不十分な点は不十分として発表してもらわなければならぬ、こういうふうに私は考えるわけであります。その点をお尋ねして私の質問を終わりたいと思います。

○伊藤国務大臣 まず後段の方からお答えを申し上げますけれども、公開の原則はあくまでも守つていかなければなりません。また、世の中に絶対というのにならぬかないわけでござりますけれども、原子力発電の事故だけは絶対に起こしてはならない。安全の上にも安全を傾け、そういうお話をあつたならば私どもの方から出向いて、頭を低くして教えを請うというような謙虚な気持ちで安全性の確保に努めていきたい、このように考えております。

また、電力事情等のことに関係してお話を出たわけでござりますけれども、何といつても我が国のようにエネルギーの九〇%近くを輸入に頼つてゐるという国では、やはり経済性、供給安定性から見まして、原子力発電といふものが我が国の準

国産エネルギーとして、また基軸エネルギーとしての地位は固まつてきているわけでござりますかも、そのことを国民の皆様方になお一層親切に、また謙虚に御理解、御協力を賜りながら、原子力発電といふものを着実に進めていかなければならぬ、このように考えております。

○野坂委員 きょうはこれで終わります。

○大坪委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、原子力をめぐる問題につきまして、国民的な関心の高い問題を中心にしな

がら長官の御意見をいただきたい、そして問題をただしてまいりたいと考えているところでございます。

まず長官にお尋ねいたしますが、一つの種類のエネルギーというものが全体のエネルギーの何割

ぐらいを占めたらエネルギーの安定的な供給としていいのだろうか。あなたは原子力委員会の委員長でいらっしゃいますから、長期エネルギー計画

でありますね。ああいう点については非常に余計疑惑を持つ。原子力は極めて危険だという認識があるわけであります、それに黒く塗りつぶすという

電力の割合が四〇%から六〇%というところを年次計画に基づいて長期のプランをつくって、原子力発電が基軸エネルギーだ、こういう位置づけをされておりますね。日本の場合は九電力を中心にし

て発電がなされているわけでございますが、私たちは最近の動きを見ておりますと、どうも原子力エネルギー、これに発電が余りにも頼り過ぎて、それが悪いですね。日本の場合は九電力を中心にしまで行ってまいりましたが、三号炉が建設をされながらもう本格的に原子力の出力調整をやらなきやならないような時代になる。六〇%にもなつたらフランス並みに出力調整を年がら年じゅうやるような格好であります。日本の場合は九電力を中心にし

て発電がなされているわけでございますが、私たちが世界の情勢。しかもフランスその他各国においても、原子力発電はしばらくおくという状況といふように我々は認識しております。これが一点、

また、電力事情等のことに関係してお話を出たわけでござりますけれども、何といつても我が国はエネルギーの九〇%近くを輸入に頼つてゐるという国では、やはり経済性、供給安定性から見まして、原子力発電といふものが我が国の準

国産エネルギーとして、また基軸エネルギーとしての地位は固まつてきているわけでござりますかも、そのことを国民の皆様方になお一層親切に、また謙虚に御理解、御協力を賜りながら、原子力

発電といふものを着実に進めていかなければならぬ、このように考えております。

したがいまして、長期計画というのは、やはりベースロード方式の発電になつております原子力の場合は、それから、負荷追隨が大変難しいわけ

1

でござりますから、その負荷追随がしやすいわけでございますから、そういうような調整用の電力というものとうまくかみ合わせなければならないのじやないか。大体原子力によつて調整をすることとは、既に過剰な電力が存在をするから調整をせざるを得ないのであって、一〇〇%稼働していく姿の中でエネルギーの原価が下がつていく。それを五〇%に下げたりすることによりまして電力の単価が上がつてくるわけござりますから、出力調整ということは経営的に見たら効率的なやり方じゃないわけです。経済的にはロスになる。そういう点を考えると、電源構成のあり方という問題で、あなたは原子力委員会の委員長として、一〇〇〇年には四〇%，その後二〇三〇年には六〇%、こういうような計画をおつくりになることが果たして日本の場合には実情に合うことになるのだろうか。その点についてやはり長官ももう就任なさつて大分過ぎておいでになりますし、前にも防衛庁長官もなさつた方でござりますから、そういうような意味では、基本的なあり方の問題としてどうあるべきかということをまず第一にしっかりと踏まえておかなくてはならぬのじやなからうか、こういうふうに思いますので、大臣の御所見をお聞きをしたい。

○松井政府委員 私から最初に御説明させていただきたいと存ります。

原子力委員会が昨年六月に決めました原子力開発利用長期計画、そこでの認識でござりますけれども、原子力を基軸エネルギーとして確立する、そもそも先生を前にして駆迦に説法でござりますけれども、原子力のいろいろなエネルギーとしての特色、もちろん安いといふ問題もござりますけれども、さらに燃料の備蓄性が高い、つまり供給プロセスに対して非常に強い構造を持っていると、あるいはその他幾つかの原子力のエネルギーのメリットがあるわけでございます。ただ、石油危機後のエネルギー構造のいろいろな変化もござ

いまするものですから、やはりエネルギー対策としては、その長計にも書いてございますけれども、安い、安全である、クリーンである、それから用途に応じて使いやすい、そういう幾つかのファクターを考慮いたしましてどういうふうにやつたか、らよろしいか、つまりエネルギーセキュリティーの問題もございます。それから経済性の問題もござります。それからニーズへの適合性、そういうようなファクターもあるうかと思ひます。そういったものを適当にその要件の中で均衡のとれた形にして、それで強靭かつ柔軟なエネルギー供給構造をつくり上げるということが認識でござります。それで原子力につきましては、そういったべストミックスを考えるとしても、やはり今後の基軸エネルギーとして当面二〇〇〇年には少なくとも五千三百万千瓦キロワット、全体から見て約四〇%の割合になるわけでございますけれども、そういうことを決めたという次第でございます。

トムの時期には、ほかの火力発電所等を全部とめまして、原子力発電所の出力調整にいかなければならぬようなそういう状態でございます。四〇%なり六〇%に順次引き上げていくということになりますと、そこには原子力発電による出力調整ということをやるんだという方向でなければ、それはできないことになる。

しかばその出力調整という問題についてはどういうような問題があるのかということを踏まえながら、國民が安心してそれを見守るということにならなければならぬのに、この前伊方には全国から自分のお金を使って四千人も五千人も、もうそんなことはやめてくれということを集まってくるわけですね。それは市民運動のグループで、だれか大将かわからぬわけです。そういうような状況が我々の前に出てきた。これはチエルノブイリの原発事故がありました後、ヨーロッパやあの地域における反対運動と同じような動きだと見なければならないと私は思うのであります。これに対してたしか伊藤長官はコメントをされたと思うのですね。それは一言で言えばP.R.が足らぬのじやないかということをございました。そういう動きは非常に厳しい目でみんなが見るようになつてきました。原子力については不安だといふのが八〇%を超えておりますね。ただしやらなければならないという内容のものもあるようですが、立地されているところでは大変不安なつてきました。国民の中にも不安の気持ちがだんだん高じてきてそういう行動になつてあらわれている。私はどこかにその問題の本質的な問題があるじやないだらうかという気がするのです。

おりましたが、原子力学会報の記事なんかを見てみますと、沸騰水型の場合の実験の結果のデータがここにござります。この場合には制御棒を使わないで再循環の炉心の流量調整によりまして調整をやつておる。しかもそれを見てみると、そんなにひどく下げているのじゃなくて二〇%程度の形でやつっている。しかも炉の構造から見まして制御棒はなかなか入れられない構造になつていますから、制御棒は使っていないということで、沸騰水型でも何回もやつてあるのだ。ATARでもやつているのだとそういうことが調べてみて初めて私たちはわかる状況でござります。皆さん方の場合は大変なれっこになつておられるでしょうが、電力会社だけが通産省なり科学技術庁に連絡をして、うまくいきましたという恰好で今まで事務的な処理をし過ぎてきたのじやないか。原子力というものは自ら、そういう点から、前もつてこういうような仕組みでやるんですよ、だからこれについてはどうだということを十分に理解をしてもらようような措置が足らなかつたのじやないか。それは四国電力だけの問題ではなくて、先にやつた東京電力やそのほかの電力会社では沸騰水型のものでやつていいわけですから、そういうことを事実を事実として国民の前に明らかにしていくということがなければ、これから四〇%、六〇%というふうになつていくその原子力委員会の長期のエネルギー計画は私は必ずどこかでトップすると思うのでございますが、これに対する大臣の所見をお聞きいたしたいと思います。

長として、こういう反対運動がどういう形で起こるのかということで私なりにまた役所なりにいろいろ検討、分析をさせていただいております。それで、先ほど私のコメントについてお触れがございましてけれども、公開というものをもともっと広めて、住民の側に立ったあるいはまた地元の側に立って懇切丁寧に、PRというのちょっと安っぽく感じますけれども、そうでなしに出力調整試験というのはこういうものだということを図を示したりあるいはまたビデオでもつくって、本当に親切に懇切にPRを進めるという態度については、いささか欠けておったのではないかというような反省を我々は持っております。またそういう指導を電力会社に十分なし得たかということにつきましても、まだまだ足りなかつたような気がいたします。公開、それには原子力発電なり原子力行政が長い目で見て、長期的に国民のためになるんだ、国民の幸せにそのままつながっていくんだ、そういう誇りなり自信なり、もつと言いうふんなら使命感というものを行政の側が持たなければならぬ。及び腰あるいはへっぴり腰ではなく、村山先生御承知のとおり二〇〇〇年の四〇%、二〇三〇年の六〇%というようなこれだけの長期計画を着実に進めていくためには、その推進者である原子力委員会なり科学技術庁がしっかりとバックボーンを自分の行政の中に入打ち立ててしく、そういう気持ちが大事だらうというふうに考えております。伊方の問題を通じまして我々も新しい形でのいろいろな問題があることを十分承知いたしましたので、これらを大きな教訓としてこれから原子炉は、商業発電用として使用するものである。」その中の「運用計画」の中に「伊方発電所は、基底負荷用として高負荷率運転を行なう予定である。」ということで、ベースロード方式の発電〇村山(喜一委員) 伊方の一号炉の設置許可申請書添付書類を見てみると、「原子炉の使用の目的に関する説明書」の中で「伊方発電所に設置する原子炉は、商業発電用として使用するものであ

の炉であるから高負荷率の運転をずっとやっているのですよ」ということで許可を得て、そして東京電力にやっている。したがいまして、そういうようなことから、これは二号炉もそうだと思うのですが、使用目的が添付書類の中で明記されておるわ

○山本説明員 お答え申し上げます。

とでこれから
いたのでは、し
てやるような
大うのではな
ますが、これ
一、「お尋ねをいたしますが、先ほども日米原子
力協定をめぐる問題のお話を二人の委員からござ
いました。これは確認をいたしますが、現在の日
米原子力協定は二〇〇三年まで有効だというこ
とでございますか。
○中島説明員 そのとおりでございます。二〇〇
三年まで有効でございます。

十対五十三というのは、明確にどういうことだと

ざいますか。承認をしないという修正案を否決して、それでレーガン大統領と日本との間で協定を結んだことに対する賛成が五十三だ、こういうことでござりますか。その中身はどうですか。

○松井政府委員 先ほども申しました三十対五十三ということは、上院におきまして、この日米の新協定はアメリカの国内法を満たしてないと、か。そういう理由で協定は不承認とすべきであるという決議案が提出されておりました。その決議案が上院本会議で表決に付されたということでございまして、つまり三十対五十三で協定不承認の決議案が上院で否決されたということですござります。

○村山(喜)委員 わかりました。

の炉であるから高負荷率の運転をずっとやっているのですよ、ということで許可を得て、そして実際にやっている。したがいまして、そういうようなことから、これは二号炉もそうだと思うのですが、使用目的が添付書類の中で明記されておるわけです。そこでは、原子炉は発電用である、ペースロード方式を確保するために高負荷率運転をやるんだということの、許認可を得るにはそういうふうなので、認可を得ておきながら、実験を野放しでやっているのは一体どうなのか。これは自由裁量で電力会社がやつて、通産省の方には届け出程度で足りるんだ、こういうようなことであつたようですが、私たちの方でも四国の通産局に参りましたところは、局長にも会いました。私のところはただ通知が来るだけで何も連絡は義務的ではないことになつておりまして、それはエネネットの方に直接会社が連絡をすればいいことになつているのでござりますといふような話でもございました。したがいまして、そういうような届け出をしておきながらこういう出力調整をやることは違法だ、というので裁判にもなつてゐるようですが、私はその結果も見なければならぬと思いますから、まあその結果が非常に高い濃度であるときの実験、それから今度は硼素がその二分の一くらいの濃度になつたときの実験、二回やつているわけですが、公開の原則にもかかわらずそんなことは知らしめませず、ただ報告だけでやりますよ、というような非常に安易な考え方で処理がなされ過ぎてきただのではなくかうか、私はそう思うのです。単にそれが成功したとかしないとか、というような問題は、なお科学的にこれから論じていかなければならぬと思いますし、一片の事例だけそれが成功したというふうに見ることもどうであろうかと思います。

○山本説明員 お答え申し上げます。

とでこれから
いたのでは、し
てやるような
大うのではな
ますが、これ
一、「お尋ねをいたしますが、先ほども日米原子
力協定をめぐる問題のお話を二人の委員からござ
いました。これは確認をいたしますが、現在の日
米原子力協定は二〇〇三年まで有効だというこ
とでございますか。
○中島説明員 そのとおりでございます。二〇〇
三年まで有効でございます。

電力が自由にやれるというようなことではこれからもほんほんやられるようになってきたのでは、しかもみんなには知りません。やり方でやるようなやり方を続けておれば、なお信用を失うのではないかと思うが、こう考えるわけでございますが、これはエネ厅の関係でしようか。

○山本説明員 お答え申し上げます。

出力調整の運転を日的に実施するかどうかにつきましては、電源構成とか需給の状況とか、そういうことによって決まるわけでございますが、当面そういうような必要性はないというふうに考えております。通産省といたしましては、今後出力調整運転が実施されるというお話を電力会社から聞きました段階で、その必要性も含めまして、安全性について十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○村山(喜)委員 四国電力は、今自分で発電した電力を売らなければならないような過剰な電力設備になつていて、したがつて伊方三号も許可を受けていたけれども、着工は向こう三年間だったと思ひますが、延期願いたいということで延期してしまったけれども、三号炉が許可に基づいて設置されるとなると、この三号炉はしおちゅう出力調整をやるような炉になるんじやなかろうか。これは住民の危惧している点でもござります。したがいまして、原子力発電といふもので出力調整を常態とするようなことにならないようになりますと、私はチエルノブイリの事故の跡にも行つてまいりましたが、これは日本とは若干違いますけれども、安全上の配慮は日本とは若干違いますけれども、安全上の配慮が足らなかつた点もござりますし規則違反もたくさんあります。いざれにしましても低出力下の原子炉の核爆走なんだ。そのことを考えますと、出力調整というのは研究課題としては大変大事だらうと思いますが、原子炉の制御棒まで使いましての出力調整というのは避けるようなやり方の方方が望ましいんじゃないかな。意見だけ申し上げておきたいと思います。

それから、限られた時間でございますからあと

ざいますか。承認をしないという修正案を否決して、それでレーガン大統領と日本との間で協定を結んだことに対する賛成が五十三だ、こういうことでござりますか。その中身はどうですか。

○松井政府委員 先ほども申しました三十対五十三ということは、上院におきまして、この日米の新協定はアメリカの国内法を満たしてないと、か。そういう理由で協定は不承認とすべきであるという決議案が提出されておりました。その決議案が上院本会議で表決に付されたということでございまして、つまり三十対五十三で協定不承認の決議案が上院で否決されたということですござります。

○村山(喜)委員 わかりました。

一、二お尋ねをいたしますが、先ほども日本原子力協定をめぐる問題のお話が二人の委員からございました。これは確認をいたしますが、現在の日本原子力協定は二〇〇三年までは有効だということをご存じます。

○中島説明員 そのとおりでございます。一〇〇三年まで有効でございます。

○村山(喜)委員 先ほど原子力局長の方からの三十対五十三というのは、明確にどういうことでござりますか。承認をしないという修正案を否決して、それでレーガン大統領と日本との間で協定を結んだことに対する賛成が五十三だ、こういうことでござりますか。その中身はどうですか。

○松井政府委員 先ほども申しました三十対五十三ということは、上院におきまして、この日米の新協定はアメリカの国内法を満たしてないとか、そういう理由で協定は不承認とすべきであるという決議案が提出されておりました。その決議案が上院本会議で表決に付されたということでございまして、つまり三十対五十三で協定不承認の決議案が上院で否決されたということでござります。

○村山(喜)委員 わかりました。

それはアメリカの原子力法に基づく条項に違反をしているんじやないかということで指摘をされていたものが、そうじやないんだということになつたんだろうと思いますが、一連のアメリカの議会の動きを見ておりますと、新協定に対しましては、三十年間の事前同意というのがあるかい、先例がないじやないかとか、あるいは初めはNRCも賛成でなかつたし国防省も賛成でなかつたようなことなどもござりますし、今のお話もございますが、私は、どこのルートを通つて運ばれいくのか、運ばれていくブルトニウムが安全に輸送される状況があるのかどうかというようなことから問題が提起をされているんだと思うのでござります。

輸送用のキャスクの問題は、これはNRCの厳しい安全基準で見れば、実際に墜落をしてテストをしなくともよろしいということとの承認を得てい

るようございますが、マコウスキー修正案ですか、それは通つて、NRCが認可すれば墜落テストは必要ないということになつてゐるんだといふうに聞いております。そうしてまた、米国の参加がない米国の領土にかかるブルトニウム輸送はあり得ないということも言っておるようございました。これに対してもアラスカ経由とかアリューシャン列島の軍事施設を経由してとかというような問題の論議をしてゐるんだが、一体日本は受け入れ空港については何にも手がついていないじゃないかという意見があるようでござります。三沢の空港の問題は白紙でございますといふ三沢の空港の問題は白紙でござりますといふことでございましたが、そういうようなふうにしてイギリスなりフランスなりで再処理をされたブルトニウムやウランやあるいは放射能の廃液が日本に送り返されてくる。そのときにどういう輸送手段で運んでもくるかということも、空輸でやるあるいは船もまだ可能性があるとかいろいろな意見がございますが、それを入れて輸送用のキャスクを実際にテストしてみたら失敗をした。それは動燃とアメリカのバッテル・コロンバスが開発をしたPAT-3というのがキャスクとして一番新しいやつだけれども、これの墜落破壊テストをやつたらうまくいかなかつたという報道を得てゐるわけですがございますが、それは事実でございましょうか。

○松井政府委員 ブルトニウムの輸送容器の開発の御質問でござりますけれども、動燃事業団が開発の主体でやつております。まず一つは、米国の大既存のブルトニウムの航空輸送容器がござります。これはPAT-1、PAT-2という二つあるわけですがございまして、そういった設計なども参考にいたしまして、昭和五十九年から我が国に適したブルトニウムの航空輸送容器の開発ということを行つておるわけでござります。

それで、御案内のとおりこの輸送容器というのは、ブルトニウムを収容する中側の容器と、それから外側からの衝撃を吸収するあるいは中のものを保護する、そういった外の容器、主としてそういうものから構成されているものでございます。

それは多重構造と申しますか、そういうたたな器容器が
ら成つておるわけござりますけれども、動燃事
業団はこれまでアメリカで二回ばかりテストして
ござります。一つは、これは場所はアメリカのサ
ンディア国立研究所でございます。そこで一九八
六年に一回、それから一九八七年に一回、計二回
の試験を実寸大の模擬輸送容器を用いて実施して
います。この試験の内容につきましては、現在ア
メリカにありますNRCのNUREG○三六〇と
いう基準がございまして、その基準をもとにして
試験をしたわけでございます。

その結果でござりますけれども、確かに一回目
につきましては多少問題があつたというふうに聞
いております。その後そういう点をもう一回修正
いたしまして、二回目、一九八七年の方でござい
ますけれども、万一の航空機事故においてもブル
トニウムの収納健全性が維持される、それから環
境安全性も保持し得るような航空輸送容器の開発
の見通しがおおむね得られたというふうになつて
ござります。ただ、先生先ほど御指摘のとおり、
これは現在ありますアメリカのNUREG○三六
〇でございまして、それに新たにマコウスキーリ
修正でございますが、それが決まつてゐるわけでござ
ります。そこで少し内容がまた変わつてくるわ
けでございます。そういう意味合いで、そういう
たマコウスキーリ修正案項、そういうものも加え
て、それに適合するにはどうしたらいいかとい
うことです。そこで少し内容がまた変わつてくるわ
けでございます。そういう意味合いで、そういうも
のをこれからNRC当局と事務的に少し専門家レ
ベルで、どういった試験にするのか、そういうも
のも含めて相談していくかなくちやいけない事項で
あるというふうに考えております。

○村山(喜)委員 二回目のテストはおおむね成功
した。しかしマコウスキーリ修正案も出できだし、
NRCがこれは大丈夫と保証すれば、もう実際の
墜落をさせるテストはやらなくてもいいからとい
うことの信用性を高めるようなことになつてきました
んだどうと思ひますが、そういうような意味で成

功した。となれば P A T 3 の場合、成功するとなれば、コンテナに詰めてボーリング缶の飛行機で運んでくる一回のブルトニウムの輸送量というのでは、二百五十キログラムぐらいであろうといふようなことが言われておるわけですが、そのような P A T の貨物専用の飛行機が日本のある飛行場に着く飛行場にならぬと、その P A T のボーリングの飛行機は、滑走路やそういうようなので考へてみれば、大体三千メートルぐらいの滑走路のある飛行場でなければ離着陸ができない。こういうことになりますと、それによって飛行場は大体どなたがうかという想定ができる。それから、軍隊どなたがうかなどを保管をしなくちゃいかぬわけでして、よう。管理をして、そして放射能が低減していく状態に合わせて厳重にそれぞれの処理をしなくちゃならぬということになつてきますと、そうなれば三沢のあたりじゃないかな、こういうふうに見るのは、向こうの方で六ヶ所村を中心にして三ヶ所セツの計画が着実に原燃サービスや原燃産業で進められているわけでございますから、そこと結びつけて物を考えるのは、これはおかしいことになりますか。さつきは全く白紙でございますと言われたんだけれども、その白紙ということは、可能性もあれば可能性もないという意味の白紙であろうと思うのでござります。P A T のボーリングの飛行機が離着陸ができる、しかもそういうような送達されてきた核物質を保管をする場所というようなのを考えると、当然そういうことしか想定がされないわけであります、それはどのように皆さんはお考えになつておられるんですか。

どこに貯蔵するか、それから当然貯蔵ということはどこで使いかということもありますものですから、そういうたった問題もございます。そういういろんなファクターをもちまして決めるわけでございますが、いずれにしろ、先ほど申しましたように三沢ということにつきましては政府としてはまだ全く決めたわけではございませんで、白紙でございまして、これからいろいろな諸検討を含めて行こうということになるかというふうに思つております。

○村山(喜)委員 海外の返還廃棄物の一時貯蔵の問題でございますが、これは昭和六十五年以降、一九九〇年以降ということをございます。ブルトニウムとかウランとかその他の放射性廃棄物で、ウランとブルトニウムは六ヶ所村の再処理施設の中の製品貯蔵施設に貯蔵される計画、一時的という意味は三十年から五十年の間までの貯蔵で、地層処分が実用化されるまでの間、一時的に保管を六ヶ所村の再処理場の製品貯蔵施設に返還物質は貯蔵される計画だというふうに聞いているのですが、それは間違いございませんか。

○松井政府委員 英仏に再処理に出しておりますて、そこから出てくる放射性廃棄物の話でござりますけれども、これにつきましては、民間の電力会社が英仏に出しております放射性廃棄物の廃液でございますが、それをガラス固化したものを日本に持ってくるとなつてござります。それでその場所でございますけれども、最終的処分をするまでの間、したがつて三十年から五十年と我々は申しておりますけれども、その間は青森県六ヶ所村の施設の中に貯蔵するという計画になつてござります。

○村山(喜)委員 六ヶ所村の近くに三沢の飛行場があるわけでございますから、そういうような意味で三沢も非常に有力な候補地だというふうに想定ができるわけでございます。

ただ、ほかの飛行場から持つてくる場合は、その核物質の運送の方法について、アメリカでは核廃棄物の輸送法案という法律案を提案をしている

ようございますが、日本の場合は、従来核物質の輸送についてはもうとにかくみんなに知らせるべきで、そして護衛つきでこつそりと輸送をしていくというスタイル、これがとられてきた輸送体系の問題でございます。アメリカの場合には原子力規制委員会、NRCが許可制をとっておりまして、そしてNRCが輸送の経路上の地方当局に対してもあらかじめ知らせるというような形をとりながらやっているようございます。日本の場合、一体これからどういうふうにその輸送の問題を考えているのだろうか。これは大変重要な問題でございますので、きょうはもうあと時間がございませんからこのあたりでやめておきますが、アメリカの場合にはそういう立派措置をとって、自主、民主、公開といいましょうか、知らせていく。日本の場合は自主、民主、公開なんかはもう法律の建前だけになってしまって、何も知らせないでばんばんやっしゃえといいうのが、出力調整の問題にしても出てきているような雰囲気でございます。私は、やはり原子力基本法という法律が制定をされたことのその原点に立って、自主、民主、公開の問題をいかにして行政の中で生かしていくかということを長官もお考えをいただきたいということでございます。答があれば事務当局の方からお答えをいただいて、私の質問を終わります。

○石塚政府委員 核燃料物質の輸送でございます

けれども、IAEAがつくりました輸送の基準といいうものがございまして、各国ともこれを法制に取り入れて規制を行っているわけでございます。我が国の場合につきましてはこのIAEAの基準というものを放射線審議会でも審議をしていましたが、輸送物、つまり輸送上輸送につきましては原子炉等規制法によりまして規制を行っております。陸上輸送につきましては科学技術庁の方で確認をするというこどございましたし、輸送の方方法につきましては運

輸省の方で確認その他規制を行っております。な

お海上輸送につきましては船舶安全法、それから航空輸送につきましては航空法という法体系で運輸省が規制をしております。

○大坪委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後四時開議
○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 質問の順序を、通告のときは、原子力安全委員会の方をやつて、それから宇宙開発をやつて、そして日米科学技術協力協定の話といふように考へておきましたが、順序を変えまして、ふうに考へておきましたが、順序を変えまして、将来におきます日米両国の科学技術の関係が発展的にかつまたスムーズにいくようになりますから、内容をつまびらかにいたすことには、私どもとしてもまことに申しわけないのでござりますができない状況にございますが、私どもいたしましては、協力を強化するための一般原則を盛り込むということ、それから協力活動にかかる知的所有権の保護の問題、こういった問題を含めまして、将来におきます日米両国の科学技術の関係が発展的にかつまたスムーズにいくようになりますから、どうやって聞こうかと思ってきょうに一生懸命努力している途中でございます。

○貝沼委員 わかりました。

それで私、予算委員会のときもちょっとお尋ねしたのですが、今まで知的所有権の話はついに出でこなかったのですね。言葉 자체が出てこなかつた。それと言うと内容に入ると、このところは悩んだわけですが、ただいま知的所有権という言葉が出ましたから、後でこれはお尋ねいたしました。

○貝沼委員 申しあげましたように、一九八七年十月十五日、米国上院の科学技術宇宙小委員会がヒアリングを行いました。ここでコントロール・データ社のウイリアム・C・ノリス氏が発言をいたしました。いろいろ日本について、日本とアメリカの関係につきまして発言しておりますが、主な項目、これはどういうことだったのでしょうか。

○法眼説明員 ただいま先生から御質問ございま

す。その条項の検討に入ることではない、協定はマルチ

ケーションでありますから、恐らくどう

しなければならないということで、それを尊重し

ておりますから、私もその内容までと

は申し上げません。しかし、それならば何も聞か

ないでいいかというとそうもいきませんので、簡

単に日米科学技術協力協定、この交渉というも

のが現在どのような状況にあるのかということだ

け、差し支えない範囲で教えていただきたいと思

います。

○法眼説明員 ただいま先生から御質問ございま

す。その背景はあくまでも協力協定の中での話な

んですね。それは秘密だから私は聞けませんとい

うのです。そうじやなしに、この公聴会において

よく踏まえて、今まで以上に日本側としては協力

を強めるべきである。こういうのがアメリカ側の根本的な考え方

の背景にあると思います。

○貝沼委員 その背景は私承知しております

が、御案内のように、科学技術先進国たる日米両

国がこの分野で協力することが非常に大事であるということで、さきの日米首脳会談でも両首脳の認識が一致いたしまして、そして政府といたしましてもかかる認識を踏まえて今一生懸命やっています。

○貝沼委員 それはまとめて言えばそういうこと

であります。それはどういうことですかとい

うです。例えば日本のただ乗り論であるとかあるい

は政府はもつと予算をつけるとか、アメリカの大

学に対して援助せよとかいろいろなことを言つて

いるであります。それはどういうことですかとい

うことをお尋ねしております。

○法眼説明員 まさに日本とアメリカの両国間

では、科学技術の問題につきましてアメリカ側が

日本側にいろいろ今まで協力してきた、もちろん

日本側も協力してきておるわけでございますけれ

ども、その過程において、アメリカ側の方が日本

側に協力するその度合いがより強過ぎたのではな

いか、したがって、これから長い目で日本とアメ

リカの科学技術の関係を見た場合に、日本も大変

な先進国になっておるわけだから、これはアメリ

カ側から言つておるわけですから、交流の際

には日本側もアメリカ側が今までやつてきた点を

よく踏まえて、今まで以上に日本側としては協力

の質と量、要するに協力の度合いを強めるべきで

ある。こういうのがアメリカ側の根本的な考え方

の背景にあると思います。

○貝沼委員 その背景は私承知しております

が、御案内のように、科学技術先進国たる日米両

の間でより均衡のとれた科学技術交流を目指し

て、いく、不均衡があればそういうものをできるだ

け解消して均衡のとれた科学技術の協力関係を目

指していく、こういうことであると考えております。

あつたようですが、どういうような項目がありますか。

したかということをお尋ねしております。

○法眼説明員 例示的に申し上げますと、たゞい

まの先生の御指摘のノリス氏の御指摘は、大体次の二点について日本側にもつとやつてもらるべきではないかということをございまして、まず、日本政府支援の研究開発プロジェクトにアメリカ人

研究者の参加の機会を与えるべきだというのが第一点。それから、日本は在日の米国人科学者、工学者の人数を増加させるべきではないかというの

が第二点。そして第三点が、日本は米国の研究成果を利用して日本において開発された技術に対する米国企業のアクセス権利を与えるべきであると

いう三点が主な点だと私ども承知しております。

○貝沼委員 私も大体その三点だと思いますが、そのうちの日本にアメリカの研究者を受け入れる方法、これは先般総理大臣が二百名もの約束をされたわけですから、まあまあアメリカだつてある程度感謝しなければならぬのですね。理解しなければならぬと思います。

それから、問題は第三番目のところです。この

第三番目のところで、米国の技術研究の成果を用いて日本でそれをもとにして発展させた技術に対しては、日本はその権利を米国の企業に認めるべきである。今あなたがおつしやった第三番目です。一方私どもは日本の立場がございまして、これを

きましてはアメリカはアメリカの考え方方がござい

ます。それで、ここにまさにノリスさんが言つてお

いて、これは一般論的に申し上げれば、日米で協力

されますが、そのような発明は、言つてみればお

互いの共同作業といいますか共同研究の結果であ

りますが、そのような発明が、言つてみればお

ます。それで先生よろしくございますか。

○貝沼委員 いいえ、私が言つておるのは、公聴会で言つた言葉を今言つたのです。要するに、米

国の技術研究の成果を用いて日本でそれをもとに

して発展させた技術に対しては、日本はその権利

を米国の企業に認めるべきであると米國の方から

言つているわけですよ。そうでしょう。日本はア

メリカで研究をしてきたことはたくさんあるわけ

ですよ。それが向こうの企業に認められるように

なりますと、これは日本としてはゆき問題に

なってきますので、外務省としてはこれをただ聞

いているわけじゃないでしょう、何かお考えを持

つて聞いているのではありませんかということを

お尋ねしております。

○法眼説明員 大変重要な御指摘ございまし

て、これは一般論的に申し上げれば、日米で協力

いたしましてそこで何らかの成果が出て、仮にこ

れを発明といふ呼び方でいたしますと、発明がこ

こで行われたという場合でございますけれども、

これなどをどういうふうに利用するかということにつ

きましてはアメリカはアメリカの考え方方がござい

ます。それで、ここにまさにノリスさんが言つてお

いて、これは一般論的に申し上げれば、日米で協力

されますが、そのような発明は、言つてみればお

互いの共同作業といいますか共同研究の結果であ

りますが、そのような発明は、言つてみればお

ない、こういうことだと思います。

○貝沼委員 こんがらがつていけないのです。

私は今協定の話をしていないのです。協定の話を

するマル秘になるのですから、これは言わな

い。そうではなしに、これはアメリカの公聴会で

あります。それが向こうの企業に認められるように

ありますと、これは日本としてはゆき問題に

なってきますので、外務省としてはこれをただ聞

いているわけじゃないでしょう、何かお考えを持

つて聞いているのではありませんかということを

お尋ねしております。

○法眼説明員 ごく一般論として申し上げます

と、協力活動の結果何らかの発明ができたと想定

されますが、そのような発明は、言つてみればお

互いの共同作業といいますか共同研究の結果であ

りますが、そのような発明は、言つてみればお

三國における申請権を得る、こういうことで整理されておると承知しております。

○貝沼委員 大体俗に言う二対一というものです

ね。それはよろしいのですが、これも一般論です

けれども、アメリカの方では、今言つたことが関係するのかどうかこれも明確ではありませんが、

そういうことがある。ところが我が国にはそ

ういう考え方にはありませんね。我が國の場

合は属人主義ですね。そこで外務省、もしそうい

うことについて承知しておることがあれば、どう

いう内容のものであるかをお知らせいただきたい

と思います。

○法眼説明員 ごく一般論として申し上げます

と、協力活動の結果何らかの発明ができたと想定

されますが、そのような発明は、言つてみればお

互いの共同作業といいますか共同研究の結果であ

りますが、そのような発明は、言つてみればお

互いの共同作業といいますか共同研究の結果であ

記事です。

したがつて、日本は模倣国家であると

御質問の点は、先ほどの先生の第三点を言ひますと、恐らく先生の御質問の趣旨は、アメリカで得た研究成果を利用して日本で開発された技術、こういったものがあればアメリカ側の企業がそれを利用したい、それをどういうふうに考

えていたり、こういうふうに考えるかという点につきましては、日本側としてはできるだけ自分の考えている立場を貫くということで一生懸命やつていて、どういうふうに考えるかという点につきましては、私どもが今申し上げられることといった

組んでおると申しますと、これは実施取り決めにおいて定められておるわけでござりますけれども、大まかに申しますと、情報の移動のみの場合

は発明者の属する国が今申し上げました三つの特許申請権のすべてを得ておりますけれども、それから研究者が派遣される場合には派遣国が派遣国における申請権を持つておつて、それから研究者を受け入れた場合は受け入れ国が受け入れ国それから第

いう考えはうそであるという記事なんですが。大変頗もしい記事だと私は思つて読んだのですが、どういうふうに受け取られますか。

○法眼説明員 かねてから私たちもが申し上げていたようなラインがその記事に含まれておると私ももも考えておりまして、先生と同じ考え方でござります。

○貝沼委員 それで、アメリカにもこういう考えあるいはこういう調査が出てきておる。アメリカでは既に公聴会もやつておる。ところが日本の場合は政府の交渉のみが今行われておりまして、議会においての議論とか意見とかあるいは一般国民の意見とか、学者とかそういう方々の意見はマスコミ等いろいろな面であらわれてはおります。あらわれてはおりませんけれども、正式な場での発言はないよう私には思ひます。

そういうような点から、これは委員長にお願いしたいと思いますけれども、当委員会においてそういう意見を聞く場をひとつ御配慮願いたい、こう思ひ次第でございます。詳しく申し上げればいいのですけれども、この日米の協力協定は単なる科学技術だけというふうになっておりますけれども、実はこれは、宇宙の関係あるいは科学技術あるいは軍事技術というものが別々に行われるとはいふべきでございます。そこで御配慮願いたいと、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文などが今ごろようやく息を吹き返したりしてまいりますと、実はこれはもう非常に難しい状況が出てくるわけでありますので、日本の有識者の意見を聞く場を委員長にひとつ御配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大坪委員長 貝沼君の御提案は理事会において協議をいたしたいと存じますが、よろしくうございましょうか。

○貝沼委員 それでは、こちらの方の問題はこれで一応終わりたいと思います。次に、原子力安全委員会の方の問題であります

す。私は、原子力発電、原子力の平和利用、これは進めなければならないという立場でござります。しかし、であればこそやかましく言うところはやかましく言わなくちゃいけない。科学技術府長官の就任のときのインタビューでも念には念を

入れて、それから今度の安全委員長の談話でも念には念を入れて、両方同じ言葉が使われております。しかしながら私は念に入れて私もお尋ねをしただけでも、念には念を入れて私もお尋ねをしたと思つております。

そこで、昭和六十三年一月十日夜、原子力安全委員会は異例の緊急記者会見をいたしまして、内田委員長は「四国電力(株)伊方発電所二号炉の出力調整運転試験について」という談話を公式発表いたしました。私はこれを眺めまして、なぜ今急にこういうことをしなければならないのだろうかと大変不思議に思つたわけでございます。しかも

番目に「しかし」というのがついて、「念には念を入れる観点から」というのがあるわけでござります。必要ななら書く必要ないことなんですが、やはり書かなければならなかつた背景があつたのを思ひます。念に入れてというのだから、二安全部の問題はない」とう言つておりますながら、二

この談話を見ますと、一、二、三とありますと、一のところでは「基本的設計方針の範囲内であり、安全上の問題はない」とう言つております。しかも

たたかうと思うのですね。そこを御説明願いたい

○石塚政府委員 その辺の事情につきましては最初に私の方から御説明申し上げます。

安全委員会は、日常的な出力調整運転を行う場合でございましても、それが設置許可申請時の安全審査でカバーされておる限り、申請書あるいは

るような報道が一部でなされたということを勘案いたしまして、原子力委員会の御判断によりまして、本件に係る原子力安全委員会の考え方を明らかにされたものであるというふうに承知いたしております。

○貝沼委員 これは公式談話ですよ。また、そのあなたのおっしゃる意図であれば、だけいいのです。なぜ「一、三」が出ているのか。三はチエルノブイルの原子力発電所との関係ですからしいですけれども、二は、これがまた非常にわかりにくいやつが並んでおります。例えば出力調整運転といふものは運転試験なのか運転なのか、私はよくわかりませんが、これが初めて行われたわけではない。今まで既に昭和六十一年から六十二年、これはPWRで言いますと関電の方が既に四基やつたという報道もありますし、あるいはBWR、東電関係でも五十五年以降二十七回にわたつているという報道もある。なんざらうそじゃないだろうと私は思うのです。そういう状況があつたにもかかわらず、今回急にこの談話が出てきた。では今までのはどうなのかといふことになる。これからは念には念を入れてというのだろうけれども、では今までどんなになつておるか。どうもこの辺がつり合いがとれないですね。キジも鳴かずば撃たれまいといふ言葉がありますけれども、これが出てきたばかりに疑いが出てくる。私はどうもおかしいと思うのですけれども、どうでしよう。

○石塚政府委員 今回の伊方の出力調整運転はあくまで試験であるということござりますし、過去におきますBWR、PWRの出力調整運転といふものは二〇%落として運転をしたといふことはないわけでございます。

そこで、将来そういった日常的な調整運転を行ふ場合はどうなんだろうかというような御懸念もございましたので、この点につきましては、原子力安全委員会が審査をいたしましたその範囲内で、伊方二号炉の設置されております地元市を中心いたしまして出力調整運転の安全性についていろいろな考え方を交差して、いたといふことはないわけでございます。

○貝沼委員 それでは、こちらの方の問題はこれで一応終わりたいと思います。

ございましたので、この点につきましては、原子力安全委員会が審査をいたしましたその範囲内で、伊方二号炉の設置されるという立場は変わりませんけれども、しかばんの安全審査の段階でカバーされているその範囲内であるというの

形で担保されているのだろうかというところを考えてみますと、それは設置許可の段階以降の工事計画の認可あるいは保安規定の認可、検査、品質管理、そういうたいわゆる行政で行われる規制が確実に行われることによってそれが担保されているということござりますので、原子力安全委員会が行わられる場合であつても、そのあたりの行政がつた措置、そういうものも含めて改めて確認をすることにしておるので安心ですという趣旨のことを申し述べたものでございます。

○貝沼委員 この談話の中に、今回のは今までと違うということは何も書いていない。先ほどの答弁だと、マスコミその他で今回伊方の場合はいろいろ特殊な状況があつたので、談話を発表しないようよう話でしよう。ところがこれは本当に珍しいことだなことを言うでしよう。今の答弁はそうじやないでしよう。日常的に今後出力調整運転が行われるための試験として今回初めてやつたんだ

も試験ですか。試験といふのは要するに運転試験なんですか、それとも運転の確認なんですか。どちらもはつきりしませんね、その辺が。試験なんですか、運転なんですか。現行はテストか何かなんでしよう。どうなんですか。あくまでも試験ですか。試験といふのは要するに運転試験なんですか、それとも運転の確認なんですか。どちらもはつきりしませんね、その辺が。

○石塚政府委員 試験とは言つておりますけれども、それは安全性の確認とかそういうことではなく、それとも運転の確認なんですか。どちらもはつきりしませんね、その辺が。

○貝沼委員 さうは安全委員会の方ばかり言いませんが、しかし、いずれにいたしましても、日常的な出力調整運転といふのはこれまで行つたものでございます。したがいまして、出力調整運転ではございません。

○貝沼委員 さうは安全委員会の方ばかり言ひませんで、運転操作上のデータを蓄積するという趣旨で行つたものでございます。したがいまして、一生懸命にやりましたから。人事のやり方が悪いと言つてやつたのですから、さうは安全委員会。それで順番にこの次からまたやるよう

します。きょうは安全委員会の番です。

それで、この言葉でちょっとお尋ねいたしました。「将来出力調整運転を日常的に行う計画がある」といふことは、それは需給上、その電源の構成と需要の状況によりまして原子力発電所をとめて一時に実施するというのは、それよりも早いことだと思います。将来いつごろかということにつきましては明らかに承知いたしておりません。

○石塚政府委員 私どもが通産省から聞いている話では、当面そのような事態には至らないということをございまして、将来いつごろかということにつきましては明らかに承知いたしておりません。

○貝沼委員 ところが業界はそう言っていませんね。ここで「将来」と言っているのは、電力会社はこれは数年先である。原子力安全委員会は当分はないとおっしゃりますけれども、その当分といつたって何のことやらさっぱりわかりません。当分というのはどこまでが当分なのか、こういうわからない言葉でこの文章といふのはでき上がっているのです。東電では六十六年以降、正月あるいは四月から五月のゴールデンウイークなどは何とかやりたいというような意見もあるようですが、それは何とかやりたいというような意見もあるようですが。これは通産省エネ庁ですか。

○山本説明員 出力調整運転の必要な時期ということをございます。

原子力発電につきましては供給安定性、経済性等にすぐれる電源でございまして、従来からベース供給として開発してきたところでございます。当省といたしましては、昨年十月份に策定をされましした電気事業審議会審議部会の中間報告にもうたわれておりますように、着実に増大いたしました電力需要に対応するために今後とも安全性の確保に万全を期しつつ、原子力発電の開発を積極的に推進する必要があるというようなことで考えてございまして、出力調整運転の必要な時期ということをございますが、原子力発電によります出力調整運転を日常的に実施する必要性につきましては、当面必要ないということをございます。電力会社によりましては需要が低下いたします年末年始等におきまして、先ほど安全局長からおっしゃいましたように、数日間継続するものを出力抑制運転と申しますのは、これは需給上、その電源の構成と需要の状況によりまして原子力発電所をとめて一時に実施するというのは、それよりも早い機会、要するに現在も必要があるというふうに考えてございます。

○貝沼委員 今、最後の段がちょっと大事なところなんですが、一的に例えれば正月とか、あるいは四月から五月のゴールデンウイーク等のときに電力会社等で出力調整運転をやりたいという希望があるから、それは一時に実施することはあります。ただし、それは一時に実施することはありますね。

○山本説明員 負荷調整につきましては通産省といたしましては言葉を分けてございまして、一つは出力抑制、これは年末年始とかゴールデンウイークで期間が長期間でござりますので、負荷の下降それから負荷の上昇についてはゆっくり実施をするといふことでございまして、そういう出力抑制につきましては過去も実施をしてきておりました。それから負荷の上昇についてはゆっくり実施をするといふことでございまして、そういう考え方でございます。それから日常的に出力調整運転を実施するといふことは、当面必要はございませんと

○貝沼委員 今、日常的には当面必要ないといふことですが、この「日常的」がまたわからないのです。「日常的」というのはどういう意味ですか、これは毎日というふうなことですか、一週間単位といふことです。一日単位ですか、年単位ですか。日常といつたら日ですよ。一日、一日。日常的といふたら、毎日御飯を食べるとか、ああいうのが日常的ななんだけれども、日常的にやるといったら、これは相当なことじゃないでしょうか。期間はわからないから今お尋ねしているのです。

○内田説明員 現在の安全審査で確認しております基本設計並びに基本設計方針の中で運転がされるものでありましたならば、その出力調整運転は安全上問題ない、こう理解しておる次第でござります。しかしながら一方安全委員会は、基本設計以降の段階におきます安全規制におきましては、必ずしも運転が可能であります。しかし一方安全委員会は、基本設計並びに基本設計方針の範囲内であら、これは相当なことじゃないでしょうか。期間はわからないから今お尋ねしたいわけです。

○石塚政府委員 まさに今先生御指摘のとおり、将来日常的な出力調整運転を行なう場合には、それに備えてより運転をしやすくするという立場か、これをお尋ねしたいわけです。

○山本説明員 まず、出力調整運転試験と出力調整運転との違いということで御説明させていただきたくと思いますが、伊方で実施しました出力調整運転試験というのは、需給上必要はございません。これまでも数多い例がござります。このため慎重な対応をしておるといふことは、こればかりでなく今までも数多い例がござります。この方針に基づきまして安全委員会は、当該出力調整運転が基本設計、基本設計方針の範囲内でありましたけれども、念には念を入れて、それが日本においては必要になると考へられます。ただそれ以外にも、例えば今回の伊方の出力調整試験は、あ

をしたものということをございます。出力調整運転と申しますのは、これは需給上、その電源の構成と需要の状況によりまして原子力発電所をとめて一時に実施するというのは、それよりも早い機会、要するに現在も必要があるというふうに考えてございます。

○貝沼委員 いや、それはわかっているのですよ、需給上じやなかつたらそんなことやるわけないですから。何も趣味で原子力発電をやっているわけじゃありませんから、需給上の関係でそれは出てくるのですよ。出てくるのだけれども、それはやならぬから、じや今までとは違うのだな、違うとすればどこが違うのか、何が変わったのかと

いうことを今この文言を一つ一つ確認しながら尋ねておるわけです。「将来」「日常的に行なう計画があれば」、「このところは今までとは違うのだな、違うとすればどこが違うのか、何が変わったのかと

いただきたいと思ひますが、とにかくそういうとくになつたら通産省から説明を受ける。恐らく、これは私の勘ぐりであります。そういうようないときには例えば今以上に安全上の計器、観測の機械であります。そういうものが必要なとなるいは運転上のもう少し細かいことが必要なときには、それはまだ返つておりません。それは答弁しておきます。ただ、今回原子力安全委員長が談話を発表されたから、じや今までとは違うのだな、違うとすればどこが違うのか、何が変わったのかと

の意味はまだ答弁は返つておりません。毎日なの

が、念には念を入れてそういう場合は云々、こうなつておりますので、その場合には今と違うので一で「安全審査の段階で安全性が確認された基本設計及び基本的设计方針の範囲内であり、安全上の問題はない。」ここまでわかるのです。ところが、念には念を入れてそういう場合は云々、こうなつておりますので、その場合には今と違うので

今まで十二時間100%で保持し、その後二時間で下げ、六時間50%で保持して、さらに三時間でまた100%に上げるいわゆる十二三一六三といった運転モードがこの試験の際の運転であったわけですが、将来出力調整運転を行いう場合には果たしてそれと同じような運転モードでやることになるのかどうか、その辺も含めまして、当初の設置許可段階での安全審査でカバーされている制限値以内におさまるかどうかといつたことについて、改めて念には念を入れて確認するという趣旨であるうかと思います。

○貝沼委員 今局長が答弁されましたけれども、概念的なことはわかりました。概念的なことはわかりましたが、もう少し具体的に、例えばこんなものが必要なんだというのはございますか。

○山本説明員 二点お答えさせていただきたいと思うのです。

まず一点目の日常的な出力調整運転ということです。ございますが、これは電源構成とか需給というようなことでございまして、各電力会社によつて事情が異なつてございます。ある電力会社につきましては春とか秋とかピーク需要の少ないとき、またある電力会社につきましては夏場というようなことでございますが、いずれにいたしましても当面ということで、必要になる時期のことを考えてみますと毎日ということは考えられない、毎日という必要性はないと考えております。それでは何日ぐらいなのかということでございますが、理論的に考えますれば一日というようなことも考へられないわけではないわけですが、けれども、需要の方といたしましては、特約の制度で安い電気につきましては需要家に買っていただくような制度とか、各電力会社間で融通という制度がございます。そういうようなことで、原子力の出力調整運転をしなくてもいい場合が出てまいります。そんなようなことで考えますと、当面一日よりももうちょっと日数の多い時期ということでお考えいただければというふうに考えております。それからもう一点の、念には念を入れて日常的

今まで十二時間100%で保持し、その後三時間で下げ、六時間50%で保持して、さらに三時間でまた100%に上げるいわゆる十二・三・六・三といった運転モードがこの試験の際の運転であつたわけでござりますが、将来出力調整運転を行ふ場合には果たしてそれと同じような運転モードでやることになるのかどうか、その辺も含めまして、当初の設置許可段階での安全審査でカバーされている制限値以内におさまるかどうかということについて、改めて念には念を入れて確認するという趣旨であらうかと思います。

○貝沼委員 今局長が答弁されましたけれども、概念的なことはわかりました。概念的なことはわかりましたが、もう少し具体的に、例えばこんなものが必要なんだというのはございますか。

○山本説明員 二点お答えさせていただきたいと思うのです。

な出力調整運転のときには安全委員会でも御検討いただくということでござりますけれども、安全審査におきましては、現在の十二一三一六一三といふものについての安全性は一応カバーをされておるというような認識をしてございます。ただ、実際的に出力調整運転を実施をする場合に、例えは設置許可の段階で制御棒につきまして新しい考え方方がとられるとか燃料の組成を一部変更するとか、そんなようなことも考えられますし、工事計画の認可ということで考えますと、出力調整につきまして自動化をするような装置をつけるとかいうことで、将来的に新たな許可なり認可なりが必要なものがあるということでござります。

○貝沼委員 安全委員長にお尋ねいたしますが、今まで通産省からそぞういうなことをいろいろ報告があつた上でこの談話が出たということなんでしょうか。

○内田説明員 この委員長談話に書いてあります、将来日常出力調整運転を運転計画に入れるという運転計画がどのようなものであるかということは、私たちには計画の報告を受けた時点ではないと何とも申し上げられません。

○貝沼委員 商業炉については通産省といふようになつてゐるわけですから、通産省は思うよう進めているかもしませんが、原子力安全委員会にとっては極めて高い地位にある。今のような話は本当は逐一報告されていなければならぬ、私はそう思うのです。原子力安全委員会のあり方につきまして、これはちよと古い話になりますが、原子力船「むつ」のときに既に随分と議論がございました。そして、当時「原子力行政体制の改革、強化に關する意見」というのが原子力行政懇談会から出されておりまして、そのときに原子力安全委員会のあり方についての意見があるわけでございます。これは私が申し上げるまでもなく、当時の原子力委員会を二つに分けて原子力委員会と安全委員会にする、そして安全委員会は「原子力安全委員会の事務局については同委員会

が行政庁の規制をダブルチェックするという機能を持つことからして、そのあるべき姿としては独立の事務局を設けることが望ましいが、その体制整備には期間を要すること等の事情を考慮し、当面は、各省庁から中立的な立場を保障して、科学技術庁原子力安全局に置き、委員を補佐する相当数のスタッフを置くものとする。」そういうふうに原子力安全委員会の事務局は独立してやるべきである。これは九年前です。どうですか、その後検討されましたか。ただ聞いてだけですか。

○石塚政府委員 ただいま御指摘の原子力行政懇談会の意見を受けまして、原子力安全委員会の事務局といつたものを各省庁から中立的な立場を確保するため、科学技術庁原子力安全局の中に専任の事務局といたしまして、科学技術庁の規制行政事務を行なう課とは別に、原子力安全調査室を設置いたしまして十一名のスタッフを置いたところでございます。そして、その後も中立的な立場の確保に配慮しながら、スタッフの拡充、それから重要事項についての調査を行う安全調査管理官、そういう人たちの配置等に努めてきたところでございまして、現状では、原子力安全調査室十五名及び安全調査管理官三名によりまして十分に事務局機能を果たしているというふうに考えております。今後とも行政懇の指摘を踏まえまして、その中立性には十分配慮しながら機能の拡充強化に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

○貝沼委員 十分にやっているとあなたは言わなけれども、そうじゃないのです。

先般、原子力安全委員長の御園生先生が大変勇気ある発言をいたしましたて、炉の停止を命じたところがございました。けれども、あれも原子力安全委員長をやめる前日だった。やはりそれだけ通産省に対して物を言うのは遠慮しているのです。通産省が一たん決めたことをそうじゃないと言つたためではない。原子力安全委員会というのはもつと高い地位にあるわけですから、やはり独立した

事務局を持たなければいかぬと私は思うのです。そうしなければ恐らく日本の原子力安全論議というものは納得しないでしよう。そういうようなところから、さらにこれを強化していただきたいと思います。この点につきまして原子力安全委員長、どうい御所見かお聞かせいただきたい。

○内田説明員 安全委員会が発足しましてから現在十年目を経ているわけでありますけれども、私の経験からいたしましても、原子力安全委員会の現在の事務局が中立性を失っているとは思ってはおりません。しかしながら、一層この安全確保に対する規制行政の基本を定めるという安全委員会の任務の重要性を認識いたしまして、ますます科学技術的な見地から客観的な判断ができるようになります。事務局と一緒に努力していきたいと思う次第でございます。

○貝沼委員 それから通産省の方にお尋ねいたします。

通産省編の「21世紀の原子力を考える」という書物があります。この中で「我が国の原子力開発利用は、研究開発を開始してから約三十年、商業用原子力発電所が運転を開始してから約二十年が経過した」こういふ実績を言い、さらに原子力発電は全発電量の約四分の一を占め、石油火力を上回ったというシェアの話が出ておりまして、そして「このように、原子力は、我が国における石油代替エネルギーの中核として本格利用段階に到達し、「研究開発」段階にある「特別な産業」から、経済原則の働く「通常の産業」としての「エネルギー産業」に発展しつつあり」ということで、「通常の産業」ということですと言つていいわけですから、通産省の判断というのは、もう原子力発電の技術は完成したものであると、いう判断に立つてあるわけですか。完成した技術でなかつたら一般産業になんとなるわけないので、今までつくつて監視してきてるわけですから、今まで特別な産業というのは、放射能を

業としてこれからやらなければならないという判断を示されておるわけですから、一般産業といふうに従来位置づけていたわけですが、その辺どうなんですか。

○大宮説明員 ただいま先生から御指摘がありま

したように、昭和六十一年の七月に総合エネルギー調査会原子力部会から「原子力ビジョン」—21世紀の原子力を考える—と題する報告書が提出されております。先生御指摘のように、内容はほぼそのとおりでござりますけれども、若干補足させていただきますと、この中で「研究開発」段階にある「特別な産業」から、経済原則の働く「通常の産業」としての「エネルギー産業」に発展しつつあり、原子力エネルギーに関する政策でも、「通常の産業」として「云々、こういう表現でございます。

そこで、ここで私ども申し上げたいのは、原子力は既に通常産業として確立しているということではなくて、そういった方向に向かって発展しつつあるという意味でございまして、いわゆる過渡期にあるという認識を持っております。しかしながら、この点につきましては今先生から御指摘がありましたように、原子力については特に安全性の確保等は大前提でございまして、技術開発についてもまだまだいろいろな開発すべきものが安全あるいは経済性の面からございます。したがいまして、そういうものを引き続き踏まえてやっていくと、いうことでございます。

○貝沼委員 特殊な産業と一般産業の主たる違いはどこにありますか。

○大宮説明員 これは先生お読みいただいていると思うのですが、この報告書の中にもいろいろ書いてございますが、まず私が最初に申し上げましたように、安全確保ということには何をおいても万全を期さなければいかぬというようなこととか、あるいは技術につきましては非常に大きな投資でございまして、開発するのに非常にリスクを伴うとか、あるいは建設に非常に長期間を要するというような幾つかの特徴がございまして、そ

いった観点から先生おっしゃいますような特殊な産業、特別な産業というふうに従来位置づけていたわけでございます。こういった見方は我々現在もまだ変わっておらないというふうに認識しております。

○貝沼委員 それでわざわざ括弧をつけて一般産業の話が出てきまして、そうしてさらに「三つの視点」というのがありますと、この三つ並べてあるのが「経済性の向上」これは当然のことですが、ここへくるとやはり経済優先という感

じが出てくるのです。それからもう一つは民活の導入、あるいは「国際化の推進」、これは当然ですが、こういう経済性の向上とか民活導入ということにならってきますと、これは今まで大変リスクいろいろやつてきたことが、今度は補助金政策によってくるのかなという感じが出てきます。とにかく、研究の多い分野だから国家財政でもつて変わってくるのかなという感じが出てきます。

いうことは、技術に対してそれこそ一〇〇%に近い開発がなされないと、そう簡単に補助金政策はできません。産業を育てるのは結構です。産業を育てるためにはそういうのをやればいいと思うけれども、しかし原子力技術というものは、研究段階かどうかははつきりわかりませんが、まだまだ一般産業などと軽々に言えるようなものではないような気が私はいたします。これについて通産省、それから安全委員長からもコメントがあればお願ひします。

○大宮説明員 まさに先生御指摘のとおりでございまして、そういう一般的な産業が発展しつつあるということをございますけれども、その過程においては、例えば技術開発につきましては御承知の通りでありますけれども、既に燃料の開発でありますとか、あるいは技術につきましては非常に大きな投資でございまして、開発するのに非常にリスクを伴うとか、あるいは建設に非常に長期間を要するというような幾つかの特徴がございまして、そ

ざいます。

それから、補助金、委託費の問題でござりますが、これは大きく分けまして、非常にリスクを伴うような技術開発、御承知のようにFBRとかATRにつきましては、いろいろな確認実験をして安全には安全を期するということでおざいます。が、こういったものは国が行つておりますし、それから安全確保上重要な技術、例えば審査に必要な安全解析コードの改良といったようなものは、これは国がやる。しかしながら、一部そうではな

くて、例えば発電所の信頼性向上のための軽水炉の関連装置の開発等につきましては、民間がそれなりの技術の蓄積もござりますので、そういうものは補助金ということで、仕分けをしながら慎重に対処しております。

○内田説明員 原子力の開発利用は安全確保を旨とするという立場でございまして、それはどうしても尊重しなければならないことは今さら申し上げるまでもございません。原子力安全委員会としまして、原子力安全の確保を旨とするという立場で、その産業が一般産業であり、あるいは特殊産業であるということの区別は、私たちをするわけにもまいりません。

○貝沼委員 大臣、今話がありましたように、通産省はそういうふうに二つに分けているのです。これは原子力行政です。これを決めるのは原子力委員長、原子力委員会ですね。原子力委員会ではこういうことを議論されましたか。

○松井政府委員 先ほど先生、通産省の二十一世紀ビジョンについての御指摘がございまして、原子力委員会が昨年の六月、長期計画をまとめたわけござります。それで、そこでも考え方をはつきりさせたのでござりますけれども、通産省の二十一世紀のビジョンもある、その他関係各界の意見がある、そういうのも参考にしながらわたくし日本としての原子力の開発利用の進め方を決めたわけでございまして、そういう意味では、そういうことも全部踏まえた上で現在の原子力委員会の

だきたいと思います。

○貝沼委員 いろいろな話を踏まえてやるのは結構なんだけれども、もともと決めるのは原子力委員会が決める。この次チャレンスがあれば、今度アメリカとの交渉の日米原子力協定のときのことでも具体的に聞きたいと思っておりますが、例えば外務省が内閣総理大臣から指示を受け、アメリカと交渉したとか、いろいろな記事が出るんですね。内閣総理大臣なんか指示することないのでよ。原子力委員会がどう決定したかなんだ。その辺のところが、原子力委員会にしても安全委員会にしても大変高い地位にあるのですから、重要な地位にあるのですから、面倒くさいようでも、きちっと踏むべきところは踏んでいかなければならぬというのが私の今言わんとするところなんです。それは後日また申し上げます。

時間がもうなくなつてしましましたから、宇宙の話はきよろいたしません。そこで、最近のトラブルを見ますと、人為的単純ミスが多いということなんですね。原発事故、人為ミス七割が定期点検中に起こつたとか、単純ミスが多い。例えばアメリカにおける化学工場の事故なんか見ましても、二百件についての調査結果というのが出ておつたことがあります。これがミス七割が定期点検中に起こつたとか、このうちヒューマンファクターに基づく事故が大多かつた。なぜそんなことが起こつたかというところですが、一つは、なすべきことを忘れた。これは全部ペテランの人ですよ。二番目は、操作手順を誤った。三番目は、なすべきことを無視した。これは忘れたというのではなくて、知つていていたけれども無視した。四番目は、操作手順を忘れた。これは結局人間というものは間違うものであり、忘れるものであり、そして誤操作をするものである。やらないといいことをやつたりするものである。そういうものが人間であるなら、それが当然あるという前提のもとに安全性の問題は議論しなければならぬと思いますね。それで、日本の

の中にも出ておったと思います。そういう意味で、こらあたりというのはもとどきつとして、物事が素人にはつきりわかるような形でいろいろと対処をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは最初の質問に入りますが、まず大臣にお尋ねいたします。

○利根川博士 ノーベル賞受賞の問題であります。利根川博士のノーベル賞受賞についての見解を述べられて、お祝いするということを述べられておりました。この利根川博士のノーベル賞受賞に際しまして、これは御承知のように米国で研究なされ、そうして海外での大きな評価を受けて今回のお受賞になつたわけであります。こういうことが残念ながら日本の中で、一部専門家の方たちはわかつておられたかどうかわかりませんが、一般国民についてはそういったレベルでそういうものが行われているということを全然知らないわけでありまして、なぜ日本人の科学者が我が国でそういったものをやらないでアメリカに行つて、そしてアメリカの中で評価を受けて最高のノーベル賞受賞という栄誉に輝くようになるか。頭脳流出その他が一部いろいろ言われておりましたが、日本の今の科学技術のこういったいろいろ基礎技術の研究その他の問題で、そういう部門については日本ではやはりいろいろ問題があるのでないか。だから結果的には、無名であられたでしょうが、そういう優秀な人たちがアメリカ等に行つて、そこでそういう頭であるかどうかということになりますと、いろいろ問題があるようにも承つておるわけでございまして、非常に若い方が一生懸命やつております。

そのためには政府として一体何をすべきかという点に相なるわけですが、そういう創造的な研究は一人一人、個々人の能力といふものに大きく依存するものでござりますので、政府の役割はそういう能力を最大限に目いっぱい引き出させるような研究の環境を、制度面でもあるいはまた予算の面でもそういう環境の整備といふものをしなければならないというふうに考えておられる。そういう意味では、日本の現状とのつながりの関連の中で、大臣はこういった問題をどのように考えておられるのか、また大臣の科学技術行政所管大臣としての御見解を承りたいと思います。

○伊藤國務大臣 今お話しのとおり、利根川氏のノーベル賞受賞は国際的に日本人研究者の活躍が認められたものでございまして、科学技術行政を預かっている私としても大変喜ばしく思つております。しかしながら、今先生も御指摘のよう

に、利根川氏の受賞も、日本人とはいえ海外における活動の成果によるものでございます。それで、こういう方が日本で研究をし、その成果が認められるというような創造性豊かな科学技術の振興というものが、そのための施策の強化が望まれるところでございます。

それでは最初の質問に入りますが、まず大臣に自身も利根川さんにお目にかかりまして若干の懇談をしたわけでございますけれども、利根川さんのおっしゃるのには、三十代の後半ぐらいが一番研究者が伸びるときだ、そういうときに自分

で思うように自由に、潤達に研究できるような環境、利根川さんの言葉でございますけれども、そういう環境が日本にはなかなかないので、ついアメリカその他の方に、研究のしやすいところに行つてしまふということを利根川さん自身おっしゃつておられましたし、私どもいろいろな角度から今の大学の問題あるいはその他の研究所の問題で、私自身も筑波とかその他の研究所を視察しまして、非常に若い方が一生懸命やつておりますけれども、そういう方が本当に自分の研究に没頭できるかどうかということになりますと、いろいろ問題があるようにも承つておるわけでございまして、非常に若い方が一生懸命やつております。

そのためには政府として一体何をすべきかという点に相なるわけですが、そういう

O 加藤政府委員 ただいま大臣が御答弁されましたような方向で現在私ども鋭意努力しておるわけございまして、具体的に二、三の事例を申し上げますと、例えば科学技術会議の場におきましては、産官学の交流のさらに一層の密接化あるいは国際問題、今後欧米ばかりでなくN I C S、L D C等とも十分な科学技術の協力を深めていかなければならぬ、そうした観点に立つての国際的な科学技術の問題の検討等々基本的な問題を検討しております。それは言いながら、なかなかそういう環境の整備といふのは一朝一夕に達成されるものではありません。しかし、先生方の叱咤激励もございまして、科学技術庁もいろいろ知識を出し

して、我が国にそういう伸び伸びとした研究環境、風土がだんだんと上がりつたりまして、

今後なお一層我々も努力の限りを尽くします。

研究交流の促進あるいは研究基盤の整備を初め創

伸び研究できるような環境というものを作り上げてまいりたい、このように考へておるところでございます。

○小渕(正)委員 今大臣は、利根川博士ともお会いをなされて直接に御感想をお聞きなさったといふお話をありますが、新聞紙上等でも利根川博士の見解として、日本には技術政策はあっても科学政策はなかつたとか、そして科学政策の中でも現在の大学制度のあり方とか研究所のあり方とか、若手研究者が本当に伸び伸びと能力を発揮できる

よろしい体制がないとか、いろいろそういう問題の指摘をなさつておられるわけであります。これは報道であります。大臣もその点は今御答弁の中でも承知なさつておられると思います。したがつて、今いろいろ御見解をお述べになりましたが、ひとつそういう角度からもう一度見直していくといふ形で、何かただ単なる見解というか、そういう気持ちのあわれだけここで表明していただいても、これはそれで終わりですから、そういうものに向かって例えば検討委員会か何らかのそういうものの中で、具体的にひとつ取り組んでみようじやないかというところまで今行きつつあるのか、今後こうとしているのか、その辺の点についてはどういう状況でござりますか、その点をお伺いします。

○加藤政府委員 ただいま大臣が御答弁されましたような方向で現在私ども鋭意努力しておるわけございまして、具体的に二、三の事例を申し上げますと、例えば科学技術会議の場におきましても、産官学の交流のさらに一層の密接化あるいは国際問題、今後欧米ばかりでなくN I C S、L D C等とも十分な科学技術の協力を深めていかなければならぬ、そうした観点に立つての国際的な科学技術の問題の検討等々基本的な問題を検討しております。それは言いながら、なかなかそういう環境の整備といふのは一朝一夕に達成されるものではありません。しかし、先生方の叱咤激励もございまして、科学技術庁もいろいろ知識を出し

して、我が国にそういう伸び伸びとした研究環境、風土がだんだんと上がりつたりまして、

今後なお一層我々も努力の限りを尽くします。

研究交流の促進あるいは研究基盤の整備を初め創

進めております。また研究開発基盤についての今後のあり方につきましても、既にことしの一月、科学技術会議で諮問を受けまして、現在検討中であるという状況でございます。

○小渕(正)委員 今お聞きいたしましたが、恐らくこういった我が国の研究者といいますか日本のこういった関係の人たちにとっては、この利根川博士のノーベル賞受賞は大きなショックでなかつたろうかと思うのですね。そういう意味で、日本

のそういう科学陣といいますか、この種の人たちはここで思いを新たにして、官学一体となつて、そういうことのないよう我が国のある方について早急にひとつひどんとん話を詰めていただきたいということを期待しておきます。

それから次の質問であります。が、科学技術行 政の総合的な展開ということでお尋ねいたしました。

○伊藤國務大臣 これから科学技術行政を進め

ました重要な研究分野、十八分野ございますが、その分野につきましての逐次基本計画の策定、既に四分野の基本計画を定めております。エネルギー、防災、ライフサイエンス、物質・材料系の科学技術の計画でございますが、さらに現在は情報・電子系の科学技術分野につきましての検討を進めております。また研究開発基盤についての今後のあり方につきましても、既にことしの一月、科学技術会議で諮問を受けまして、現在検討中であるという状況でございます。

その点につきましては、さるに現在は情

報・電子系の科学技術分野につきましての検討を進めております。また研究開発基盤についての今後のあり方につきましても、既にことしの一月、科学技術会議で諮問を受けまして、現在検討中であるという状況でございます。

その点につきましては、さるに現在は情

ども、私はその中の大きな柱は、今先生が御指摘のとおり、産官学といいますか産官学といいますか、そういう三位一体一体というか提携、連携が一番大事だと思いまして、就任以来事務当局に産官学の研究の連携プレーあるいは提携といつてもが、今まで努力はされておりますけれども、より調和のとれた形になるようにぜひその枠組みなり提携、連携の仕方を考えるようについてお話しします。いざれ先生方にもその内容をお示して、特にお話しのとおり基礎的な研究というものが一番大事なわけですから、そういう基礎的な研究が産官学の連携プレーの中に推進できるような体制を急速つくりたい、このように考えております。

○小淵(正)委員 そういう角度から見ますならば、科学技術会議のあり方についてもやはりもう一度見直す必要があるのではないかという感じがするわけです。というのは、現在構成は、議長は企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろあります内閣総理大臣で、あとは大蔵、文部、経済企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろありますですが、政府の中でもこういった科学技術会議の正規メンバーには、現在の国際的な環境等の状況を考慮する必要があります。ということは、現在構成は、議長は企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろあります内閣総理大臣で、あとは大蔵、文部、経済企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろありますですが、政府の中でもこういった科学技術会議の正規メンバーには、現在の国際的な環境等の状況を考慮する必要があります。ということは、現在構成は、議長は企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろあります内閣総理大臣で、あとは大蔵、文部、経済企画庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろありますが必要があるのではないかという見方もあるわけですね。この点についてはいかがお考えのかをお尋ねいたします。

○伊藤国務大臣 科学技術立国を目指して進んでまいりましたし、二十一世紀というものに我々がソフtronディングするためにはさらに科学技術の振興を図っていかなければなりません。その総審議機関として各般の問題を扱うわけでございましては幅広い観点から議論ができますようすから、今お話しのとおり外務大臣あるいは通産大臣等も御参加をいたぐりように制度上もなつておるわけでございますけれども、今後も内容に応じましては幅広い観点から議論ができるよ

○小淵(正)委員 次は研究開発の基盤整備の問題であります。

現行の研究交流促進法に基づいて外国人の研究公務員の登用というものが、特に産学官等の研究交流の促進とあわせて国際交流の觀点から必要なことは言うまでもありませんが、そういう意味で見ますならば、現在の政府の姿勢は若干消極的ではないかという感じもするわけであります。すなわち、同法三条の適用を受けた外国人研究公務員の実績は、厚生、通産、科技でそれぞれ一名ずつ三名にとどまっています。同法は外国人研究公務員の受け入れ態勢の整備を図るものであります。したが、運用面の課題として、積極的に受け入れ計画をつくるには、もっとこれらの基盤整備の中での中身を充実すべきではないかという見方もあるわけであります。この点に対する所見をお伺いいたしたいと思います。

○吉村政府委員 ただいまお話をございましたように、外国の研究者を受け入れるということは日本的研究者にとりましても大変刺激になるということをございまして、それから国際的にも貢献ができるという点を持つておるわけでございまして、従来から政府といたしましては外国からの研究者の招聘ということをやつておったわけでございますが、ただ単にお客さんとして来ていただくということだけではなくて、外国人の研究者を公務員として任用するという道を研究交流促進法をもって開いたわけでございます。これはいわば外國並みにするといったことでございまして、確かに御指摘のように、研究交流促進法によりまして正規の公務員になつておる者は三名だけでござりますが、私どもいたしましては外國側の研究者がどういう道からでも日本に入つてこれるという観点から、両方の制度の整備を進めておるところでございます。特に外国人の研究者の招聘ということにつきましては、午前中も答弁させていただ

きましたが、六十三年度予算におきまして百名の研究者を国立試験研究機関などに受け入れる、そういうふたフェローシップのプログラムを来年度予定をいたしておるところでございます。御指摘のように大変重要な問題でございますので、今後ともこの拡充に努力をしてまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 今のお話でありますと、積極的にといった姿を感じられるわけであります、やはりこの点はぜひ外國から誤解のないよう、日本は何か閉鎖的でないかという感じですぐとられがちでありますので、そういう意味ではぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、時間がございませんので先に進みますが、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムについてちょっとお尋ねいたします。

政府は本年六月のトロント・サミットにおいて、さきに中曾根首相がペネチア・サミットで提案いたしました本プログラムを改めて再提案する予定であるというような話を聞いております。事務レベルで詳細を詰めている段階だらうと思うわけであります、サミット各国の反応は日本の出方を待つ、あるいはお手並み拝見という姿勢に終始しているのではないかという見方もあります。こうしたサミット各國の姿勢の背景には、いまだなお根強い日本の技術ただ乗り論に対する批判と、本プログラムが新たな日本の技術戦略にすぎないのではないかとする懸念がその底流にあるのではないかという説もあるわけでございます。したがつて、本プログラム実行に当たっては、まずこうしたサミット各國の不満や懸念を払拭するようなことが必要であります、これらに対してもどのような姿勢でこれから対応しようとしておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○加藤政府委員 ヒューマン・フロンティアの目的につきましては既に御承知のとおりでございますが、生体機能の解明を中心とした国際的な研究による大がかりな研究でございますが、昨年の六月、ペネチア・サミットで各國の賛同を得まし

タディーを進めております。十一月、十二月、三月と三回行つてまいりました。先ほど先生の御指摘のようすに、第一回目のときには各国からいろいろな懸念が表明されました。一回、二回、三回と回数を重ねるにつれまして、そうした懸念も解消してきつとございます。最初の段階には、各科学者はそれぞれアイとかマイとかミーとか第一人称でいろいろ議論がなされていたわけでござりますが、第三回目、三月四日、五日に行われました最終の会合でござりますが、その際は皆それれ全力以、我々というふうな認識で、サミット主要国のです。科学者は一体となつた感じで現在運営されてきております。今月末から来月にかけてこの内容を取りまとめまして、またしかるべき今後の新しい前進に向けて努力してまいりたいと考えております。

省庁が連携をして進めておるものでございます。また一方、科学者レベルのサイド、これは業界の方々、国立試験研究機関の方々、大学の方々も入りますが、別途国内委員会を組織いたしまして、そこで科学者レベルの意思の疎通を図つておるという状況でございます。その国内委員会は既に一昨年から検討を始めてきておりまして、一昨年は研究分野の策定等を行つたわけでございまして、ことしはサミットへ向けての国際フィージビリティースタディー委員会のバックアップ体制として国内委員会が機能しているという状況でございます。

○小淵(正)委員 その点で、特にこの問題は当初はサミット各国の研究交流ということを中心にならざりませんが、中長期的に見ると、やはり我が国としてはアジア諸国との連携という視点に立つてこの問題を進めていくべきではないかという意見もあります。この点に対する大臣の所見等あつたらお伺いしたいと思います。

○加藤政府委員 このテーマは昨年のベネチア・サミットでの提唱のテーマでございましたので、まず第一義的にはサミット国の科学者の参加を得ましたフィージビリティースタディーで意見を取りまとめていくということであることは言うまでもございません。しかし、内容自体が生体機能の解明を中心とする基礎研究を国際的に共同して進めようというわけでござりますので、この趣旨にかんがみますと、先生御指摘のように、将来的には広く各国の参加を得て進めていくことが望ましいという考え方でございますが、このフィージビリティースタディーの結果を踏まえて今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

○小淵(正)委員 この点は先ほどもちょっと私見を申し上げましたが、ひとつそういった批判がないうな形での体制を整備していただきたいと思います。

時間が余りございませんので、超電導問題についてちょっとお尋ねいたします。

これは未来の大変な改革になるという、今までのすべての常識を吹き飛ばすようないろいろな改革が出てくるわけであります。特にこの国際協力についてであります。特にこの国際協力における米国の大統領が日本を超電導開発にしたという話を聞いておりますが、一方ではまた日本に対して共同研究を求められてるということも聞いております。政府は基本的にこの超電導開発に対して日米共同研究というものをこれからどのように進めようとしているのか、展開されようとしているのか、その点に対する考え方をお尋ねいたします。

○川崎(雅)政府委員 私の方からお答えを申上げます。

御案内のとおり、超電導につきましては新しい技術革新の種だということで、昨年あるいは一昨年来フィーバーが全世界的に巻き起こったわけでございますが、実は超電導の中に二種類ございまして、既に一部において利用されておりますのは

液体ヘリウムという極低温を使って行われます超電導分野、それから現在フィーバーになつておりますのは、従来は絶縁体だと考えておりました金属酸化物、いわゆるセラミックスでございますが、これを使ういわゆる新超電導体、この二つの種類がござります。

前者のいわゆる在来型とでも言うべき超電導分野においては、御案内のとおり、核融合炉の中の磁場を発生するためのコイルというような形で、アメリカと私どもの金属材料技術研究所が既に具体的に共同実験を行うに至っておりますし、さらには我が国の場合には、事本年度の予算だけ見ましても超電導は、科技庁が金属材料研とか日本原子力研究所、通産省は電子技術総合研究所、文部省、運輸省、郵政省と、それぞれ部門が違うと思いますが、このような形で今年度予算の中にもこの超電導研究開発のプロジェクトの予算が繰り込まれておりますが、こういうものが総合的に有機的に推進していくという形であります。

○小淵(正)委員 これはこれから大きなあれでですから、長期的なビジョンの中で基礎的な研究開発はいろいろ推進されなければならないと思います。そういう意味で我が国の場合には、事本年度の予算だけ見ましても超電導は、科技庁が金属材料研とか日本原子力研究所、通産省は電子技術総合研究所、文部省、運輸省、郵政省と、それぞれ部門が違うと思いますが、このような形で今年度予算の中にもこの超電導研究開発のプロジェクトの予算が繰り込まれておりますが、こういうものが総合的に有機的に推進していくという形であります。

○大坪委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 伊藤長官にお伺いいたします。

先ほども話題になりましたけれども、十年前、昭和五十三年の第八十四国会であったと思いますが、我が国の原子力行政始まって以来の原子力基本法についての大改正が行われた。当時の状況を振り返ってみると、分析化学研究所データ捏造事件だとか、あるいはまだ原子力発電所や再処理工場での事故の統発、そして原子力船「むつ」の異常放射線漏れ事故、こういうような事故の統発の中で国民の原子力行政全般に対する不信というものが頂点に達した。こういう背景のもとで、当時緊急に改革を実行しなければならない課題とし

それから、先生御指摘の新超電導材という問題については、当然のことながらアメリカもその相手国として一つ重要でございますが、私どもとしてはむしろヨーロッパをも含めて広く世界から協力を求められるような素地を国内につくるべきだと考えまして、六十三年度から金属材料技術研究所、無機材質研究所等当局所管を含めまして、内外に開かれたマルチコア・プロジェクトを推進する、ここで拠点づくりを行つていくかという考えを進めておりまして、広く外国にも御紹介をしているところでございます。

なお一例として、研究者のフォーラムとして新超電導材料研究会というのが発足をいたしております。ここでは既にECあるいはアメリカ大使館の担当官などもメンバーとして加わっておりますので、そういう意味では、まず外延的な研究者レベルでは開かれた器が整つているという状況でござりますので、今後とも御指摘のラインに沿つて銳意努力をさせていただきたい、かように考えております。

○加藤政府委員 御指摘のように超電導につきましては、昨年の秋、科学技術会議に超電導の問題について検討する委員会を設けてとりあえずの取組みを進めておりますが、今後ともそのフォローアップは科学技術会議のしかるべき場で進めていくつもりでございます。

先生御指摘の点は、それ以外のいろいろな分野でもどのように総合調整を図つていかかといふことはそれぞれそうした分野に応じて検討する場を既に設けているものもありますし、これから設けているものもありますが、科学技術会議の中にとではないかと思いますが、科学技術会議の中にそれはそれぞれそうした分野に応じて検討する場を既に設けているものもありますし、これから設けているものもございます。例えば、現在は情報・電子系につきましては新しい部会を設けてやつております。エネルギーについては既にエネルギー部会がございます。またライフサイエンスについても、それはライフサイエンス部会がございます。というふうに適宜的確にその時期に応じて科学技術会議の場に適切な検討グループを設けて、関係の各省のこれで一応質問を終わります。

○小淵(正)委員 これはこれから大きなあれであります。

○小淵(正)委員 これはこれから大きなあれであります。ここでは既にECあるいはアメリカ大使館の担当官などもメンバーとして加わっておりますので、そういう意味では、まず外延的な研究者レベルでは開かれた器が整つているという状況でござりますので、今後とも御指摘のラインに沿つて銳意努力をさせていただきたい、かように考えております。

○大坪委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 伊藤長官にお伺いいたします。

先ほども話題になりましたけれども、十年前、昭和五十三年の第八十四国会であったと思いますが、我が国の原子力行政始まって以来の原子力基本法についての大改正が行われた。当時の状況を振り返ってみると、分析化学研究所データ捏造事件だとか、あるいはまだ原子力発電所や再処理工場での事故の統発、そして原子力船「むつ」の異常放射線漏れ事故、こういうような事故の統発の中で国民の原子力行政全般に対する不信というものが頂点に達した。こういう背景のもとで、当

期スケジュール等の中での推進というものはどこ

て、開発と規制の機関を分離することや、あるいは安全審査及び規制部分を専門に受け持つ機関といふものは、基本設計だけでなくて詳細設計から建設、運転まで一貫して担当できる行政権限を持った体制でなければならぬという指摘で、学者あるいは知識人、関係団体、政党がほぼ一致していいたわけです。ところが、政府はそれらの指摘を受け入れずに、逆にそれまで内閣総理大臣が持つていた原子炉設置の許認可権を、発電炉につきましては通産大臣、それから船舶用炉につきましては運輸大臣、そして試験研究炉は科学技術庁長官が責任を持つというようにしたわけであります。

そこで長官、先ほど来各委員からの質問にもあ

りますような内容ですが、私はまた別の観点からちょっと質問したいのですが、今回の四国伊方

の原発一号炉、これにおける出力調整について試験ということを先ほど来言つていらっしゃる。試験というわけですから、建前からいって当然監督

官庁は科技庁でなければならぬ。こういう試験を

するのになぜ科技庁が所管する試験炉で行わなかつたか。科技庁としてはいつからこういう実用炉

で試験をやっているのか、長官の御答弁を。

○石塚政府委員 事実関係でござりますので私たちお答え申し上げます。

伊方の出力調整、これは試験と言つております

が、これは安全性の確認とかそういうことではございません。あくまで運転操作上の各種データを蓄積するという趣旨の運転を行つたものでございまして、これは研究炉でやるという性格のものではなくて、やはり実用炉といいますか、そういう

ものとの通常の運転の範囲内の運転でござります。これからそういう運転を始めるに当たつて必要なデータ等の蓄積を行つたといふものでござります。

○矢島委員 今の答弁の中で二つの重大な問題があると思うのです。一つは、通常の運転だと言わ

れましたね。いわゆる原子力発電というのは、一

定の出力で運転しているときが燃料棒への影響と

いうのは一番少ない。だから通常二週間なら二週間以上かけて出力を上昇させていく、こういうや

り方をとっているわけですし、一年ぐらいは出力を下げるないでいわゆる基底負荷運転をしている。

今回の運転が十二三一六一三という形というの

と質問で解明していただきたいと思います。

それからもう一つの問題はデータの入手の問題題

とを言つているのですね。一つは、今回の実験は

伊方三号炉が完成する昭和七十年から出力調整運

転を実用化するための実験である。二つ目、第二

次実験は硼素濃度が三〇〇ないし二〇〇 ppm の

時点でやりたい、十月の実験だけでは実用段階の

ためには不十分である。これくらい今度の実験の

目的というものをあけすけに言つているわけで

す。将来の日負荷運転のための必要なデータをど

うことをやつたとか、あるいは実用炉

でやつておられる試験は行きかけの駄賃式に、例えば

東京電力でやつたとか、あるいは四国電力でやつ

て実験炉でやるべきだし、同時にこういう実用炉

でやつておられる試験は行きかけの駄賃式に、例えば

用炉での試験はやめて当然試験炉でやつていくべきだと思うのですが、答弁をお願いします。

○遠坂政府委員 お話しの出力調整運転が実験であります。

あるのか通常の運転であるかという御質問でござ

りますたし、そういうことについて私が國務大臣、科学技術庁長官として表明をするのはむしろ

ことで既に事務当局から確認を何度もとつてお

りますたし、そういうことについて私が國務大臣、

科学技術庁長官として表明をするのはむしろ

ことで、そういう御質問でござります。

○伊藤国務大臣 今回の伊方の二号炉の出力調整

運転試験につきましては、安全上問題はないとい

うことで既に事務当局から確認を何度もとつてお

りますたし、そういうことについて私が國務大臣、

科学技術庁長官として表明をするのはむしろ

ことで、そういう御質問でござります。

○矢島委員 この出力調整試験、これにかかるるな

どの観点から審査しておるそういう内容を逸脱

しておりません。通常の運転の範囲内で行われてゐるものでございまして、たまたま試験といふ現象を使つておりますが、これは通常の運転のデータをとるということと何ら変わらない操作でござります。お話しのようない出力調整運転が野放しになつているということでござりますけれども、これは一〇〇%出すことを認められているわけでござりますから、その中の出力を下げるあるいは上げるといふその範囲内で行われることは、当然運転する電力会社の自主的判断で行われるべき内容である、そのように思います。

○矢島委員 その上げ下げが問題なんです。その問題にだんだんと入つていただきたいと思うのですが、その前に伊藤長官にちょっと質問したいのです。

この伊方二号炉の実験を前にして、地元の住民、それから原子力研究者やマスコミがこの種の実験の危険性といふもので、いろいろとお耳に達していることだと思いますけれども、厳しい追及があつた。伊藤長官が一月二十九日の閣議後の記者会見で、安全については問題ないんだといふ会見をしておられるわけですが、本来、今私が申しましては、米国などにおきます実験あるいは長年の開発過程を通じたそういう経験によりまして整備され、またその妥当性が十分確認されたものを使用しますが、これらの計算コードにつきまして範囲内であれば安全であるということを安全審査の段階で確認いたしました。また、この安全解析は計算コードを用いて行うわけでござりますが、これらは計算コードにつきましては、米国などにおきます実験あるいは長年の開発過程を通じたそういう経験によりまして整備されますが、これらの計算コードにつきましては、被覆管のひずみを1%以内におさめるといふ安全にかかるさまざまな条件につきまして安全解析を行いまして、そしてこういった条件の範囲内であれば安全であるということを安全審査として計算を行つたものでござります。また燃料要素を使つておりますが、これは既にいろいろな耐久性につきましても、通産省の告示等に基づきまして製作あるいは検査がなされるものでございまして、安全上支障がないと、いふことを安全審査で確認をいたしております。これらの内外における実験結果、そういうふたつものも含んでのこういった通産省の告示といつたように出力調整試験というものは研究用の原子炉で十分データをとつて、絶対安全といふ言葉がなされるものでございまして、安全上支障がないと、いふことを安全審査で確認をいたしております。これらの内外における実験結果、そういうふたつものも含んでのこういった通産省の告示といつたように出力調整試験というものは研究用の原子炉で十分データをとつて、絶対安全といふ言葉がなされるものでございまして、安全上支障がないと、いふことを安全審査で確認をいたしております。これらの内外における実験結果、そういうふたつものも含んでのこういった通産省の告示といつたように出力調整試験といふことは、安全上支障がないと、いふことを安全審査で確認をいたしております。それは当然だと思うのですが、長官、いかがでしょうか。

○伊藤国務大臣 今回の伊方の二号炉の出力調整

運転試験につきましては、安全上問題はないとい

うことで既に事務当局から確認を何度もとつてお

りますたし、そういうことについて私が國務大臣、

科学技術庁長官として表明をするのはむしろ

ことで、そういう御質問でござります。

○矢島委員 常々ノルウェーの重水炉であるハル

デン炉、こういうところの研究結果が蓄積されて

いるといふような話をするわけでござりますけれども、我が国の発電用軽水炉で出力調整運転が安

全として実施することは、こういう外国のいろいろな試験結果ではなくて、我が国独自の研究体

制といふものが非常に重要だと思うわけです。そ

ういう点では、どうも日本における安全研究体制の欠落をこういう外国のハルデン炉あたりのことを持ち出して合理化しているにすぎないのじやないか。事前の厳重な安全のチェックということでもなくて安全性に全然問題がないというのは、極めて非科学的ではないかと言わざるを得ないわけです。

そこで私が言いたいのは、試験研究段階での十分な安全確認というステップを踏んでいくべきだ。つまり、いきなり営業炉で実験をやるというようなことではなくて、安全優先の手順を踏むべきだ。今回のやり方はその手順を踏み間違えているのではないか、こういう点を指摘したいわけです。過去に原子力船「むつ」の放射線漏れ事故でも、陸上での十分な試験研究等の万全の研究体制と経験を踏まにいきなり海上実験に乗り出していくた、その結果事故を起こした、こういう轍を踏まない意味でも、そのことが重要だという点を指摘したいわけです。

申し上げるまでもなく、原発における出力調整運転、というのはいろいろな問題を持っている。まず第一に、出力調整に伴う急激な核反応を繰り返すことによっての応力、それからペレット・被覆相互作用、いわゆるP.C.I.、こういうことで核燃料棒の健全性が損なわれるという危険性を持っているといふことが指摘され、このことは依然として解明されていない問題だと聞いております。また、出力調整を繰り返すことにより燃料棒の金属疲労を起こすということも指摘されている。

私ここに日本原子力学会誌を持ってきたけなんですが、この中にもいろいろと問題点が指摘されているわけです。例えば「十九ページ以降「原子力発電所の負荷追従運転」という項目で書かれているわけですが、「P.W.R.では、制御棒が頻繁に動くため、燃料に対する局所的な緩返し熱衝撃ということも書かれている。また「計画出力変更をボロン濃度」いわゆる硼素濃度「の制御のみで行

用する場合は、出力分布の歪に対する制約との兼合いで問題が生ずる可能性がある。さらには「負荷追従運転を、新設発電所から行うべきか、既設の発電所でも行うべきかは議論の分かれることと思う」、恐らく安全性の問題での議論の分かれ非科学的ではないかと言わざるを得ないわけである」という点を指摘しているのだと思います。それからもう一つ「ボウ素濃度の低くなる炉心寿命未満で、何回か行うという程度の出力の上昇においては負荷追従運転が制限される。」さらに「こういうことも言っています。「從来までの基底負荷運転に比較した場合、負荷追従運転方式は運転員の負担も相対的に大であり、安全性の確保にはより広い視点に立脚した技術開発が今後とも必要なことはいうまでもない。」

以上、問題となるようなところだけ取り上げておきます。ですから、まさに出力調整の問題点を電力会社の当事者自身が認めているわけです。出力調整

試験による核燃料棒の健全性、あるいはまた原子炉システム全体について我が国での安全研究体制を確立すべきではないか、まずそのことが先決だ

と思うのですが、長官、いかがでしょう。

○塙坂政府委員 最初に事実関係だけを私から御

説明させていただきます。

今御引用のレポートは恐らく学会に発表された

のだと思いますが、その前文には、日常的に出力

調整を行う場合、またはA.F.C.のように負荷に追

従した運転をする場合にどういう点が問題と考え

られるかと、いふところをまとめたものである、そ

ういうふうに理解しております。

先生御指摘のいろいろな技術的問題は、詳しい

御説明は時間がかかりますけれども、まず疲労の

問題でございますが、疲労は、今の原子炉の安全

審査におきまして、炉の寿命期間中に遮断する回

数あるいは出力上下する数を想定いたしまして、

操作上特別の難しい面があるということではございません。ただ、制御棒の方は自動でございますが、その薄め方は手動でございますので、それは

何もないよりも、水で薄めるという操作をする

わけですから、運転員に負担になるということは

事実でございます。したがいまして、こういう問

題を今後日常的に行う場合には、運転員の負担を

どういうふうに軽減していくかということは一つ

の問題であるとは思いますが、それは安全上非常に不安になるとかということではございません

で、運転員の負担になる部分を自動化していくと

いうことは今後の課題であろうか、こういうふう

に思っております。

○矢島委員 安全審査上のデータの問題なのです

けれども、原発がいわゆる基底負荷運転で例えば

冷却水漏れだとポンプの事故、そういう事故が

起きたという場合を想定して、基底負荷での運転

というものの事故解析や安全審査をしてきた。

今回のよう、出力調整試験にも基底負荷の運転

を当てはめて安全だというところが非常に問題が

ございまして、本件のように日常的でもござい

ませんし、年に何回か行うという程度の出力の上

昇について疲労の問題は全くない、そのように思

います。

それから制御棒のゆがみの問題とかいろいろな

ことが御指摘ございましたが、出力の調整に当た

りまして、P.W.R.の場合は制御棒とボロン水と両

方でやっております。その制御棒のゆがみの問題

は前にも一度質問を受けたことがござりますが、

これは調整ブラスママイナス5%の範囲内で上下の

ゆがみがないよう運転いたします。ですから実

際上は5%もございませんで、あつたとしても一

%ぐらいであろうというふうに私どもは想定して

おりますが、これは毎日やつた場合でございまし

て、出力を下げたからといってすぐゆがみが出て

くるというものでもございません。

それから制御について、薄くなると安全上非常

に問題ではないかという御指摘も、恐らく出力調

整を行なうものは炉心末期の場合に制御上非常に難

しくなるのではないか、こういう指摘だと思います

。これはボロンを薄めるときに水の量がたくさん要りますので、そういう炉心末期の発電所の場

合には水の量との関係で、薄くなりますときき方

が遅いという問題がござりますので、時間がかかる

とかそういうことが問題なのでございまして、

操作上特別の難しい面があるということではございません。ただ、制御棒の方は自動でございますが、その薄め方は手動でございますので、それは

何もないよりも、水で薄めるという操作をする

わけですから、運転員に負担になるということは

事実でござります。したがいまして、こういう問

題もないとおもいます。

それから、人が介在することによる心配という

お話をございますが、頻繁に行なった場合に何が問

題になるかといいますと、普通の場合ですと考え

られますのは、出力を上げるときの燃料に対し

て、運転員の負担になる部分を自動化していくと

いうことは今後の課題であろうか、こういうふう

に思っております。

これについては十分検討してお

りまして、その他実験データを得ております。ですから多分この程度のことは燃料の破損、ピンホールが出るということはないというふうに確信しておりますし、また事実、一回ぐらいでは出なかつたわけでございます。これがもし出したとして安全上非常に問題かといいますと、そうではございませんで、もし燃料がそういうふうに破損したとすれば、そのリーフによりまして炉水の中に放射能が出てくるわけでございますので、そこはよく監視をしておりますから直ちに検出できる、こういうことで程度に応じて停止もできるということございますので、安全上の問題はないといふふうに考えております。

○矢島委員 いわゆる出力を上げるとき下げるとき、そこ

期に発生する可能性がある、こういうようにも言つておられるわけです。こういうよう国内の安全審査

を電力会社が勝手に解釈して、新聞という公器を

使って宣伝するということが許されていいのかどうか、内田委員長、御所見をお伺いしたい。

○内田説明員 今先生御質問の出力変動の問題

でありますけれども、伊方二号の安全審査に対し

て認めました基本的設計方針と申しますのは、一五ないし一〇〇%出力の範囲ではプラスマイナス五%ペー

ンス、あるいは一〇%ステップの範囲ならば制御能力が十分あるということの審査でござい

ます。なおその際に、そういう負荷の変動の際に

圧力容器等冷却材圧力バウンダリー、あるいは先ほど逢坂審議官が言われました燃料が機械的に壊

れないということは、原子炉の寿命期間中に想定されますが、いかがですか。

○矢島委員 四国電力は二月二十一日に記者会見をして、出力調整運転試験結果というものを発表

したのです。その「まとめ」のところに「今回の試験結果および前回の試験結果から現在の設備を

使つての「一二一三一六一三運転」は実施可能であることが確認された」と書いてある。

そこで通産省にお聞きしたいのですが、今も安全委員長が十分安全で燃料体についても大丈夫だと

いふお話をあつたのですが、この実験で使つた燃

料体を取り出して分析してこういう大丈夫だといふ結論を出したのですか。その辺どうなんですか。

○逢坂政府委員 燃料体が健全であるかどうかと

いう結論が出ましたので、直ちにそれが企業の費用でもって企業が契約に基づいてやつているものでございますので、直ちに

それが可能だと思いまして、特に問題ないということでおこなつてもらつた結果、今まで、実験し

ましたハルデン炉の実験データその他につきましては、これは企業の費用でもって企業が契約に基

づいてやつているものでございますので、直ちにそれが可能だと思いまして、特に問題ないといふこと

でございました。今定期検査の結果どうであったか

といふ結果につきましては、当然公表してかかる

結果につきましては、当該公表してかかる

ころであります。

この法律案におきましては、同条約への加入に当たつて、我が国における核物質の防護に関し、所要の措置を講ずるための改正を行うこととした次第であります。

以上、本法案を提出いたします理由につきまして御説明を申し上げました。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきま

ことをお願いいたします。

終わります。

○大坪委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十七分散会

第十条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

九 第十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

十 第十二条の二の次に次の一条を加える。

(特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等)

第十二条中「第十二条」を「第十二条の五」に、「第一条」を「第二十二条の七」に、「第四十三条」を「第四十三条の二」に、「第五十二条の二十一」を「第五十二条の二十四」に、「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一項中「確保し、あわせてこれらによる災害を防止して」を「確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「開して必要な規制」を「開する必要な規制等」に改める。

第一条中「確保し、あわせてこれらによる災害を防止して」を「確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「開して必要な規制」を「開する必要な規制等」に改める。

第二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、ブルトニウム(ブルトニウム二三)八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。ウラン二

三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

第二に、核物質の防護に関する規定の整備を行ふこととしております。

第三に、核物質の防護に関する規約が処罰を求めている核物質を用いた犯罪に関して、所要の罰則の整備を図ることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらん

るにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製鍊事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者並びにその従業者は、核物質防護規定を守らなければならぬ。

5 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、防護措置が前項の規定に基づく總理府令、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「防護措置」という)を講じなければならない。

6 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、防護措置が前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

7 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

8 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者は誠実にその職務を遂行しなければならない。

9 第十二条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者は、第十二条の三第一項に規定する場合には、總理府令、通商産業省令で定めるところにより、

10 第十二条第一項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

11 第十五条の三第二項の規定に違反したとき。

12 第十二条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者は、第十二条の三第一項に規定する場合には、總理府令、通商産業省令で定めるところにより、

13 第十二条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

14 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指

示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の解任命令)

き。

第五十七条の見出しを「使用及び保管の基準等」に改め、同条中「使用する」を「使用し、又は保管する」に、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第五十七条の二 使用者は、前条第一項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定

は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十七条の三 使用者は、第五十七条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十

二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について適用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

第五十八条の二中「第五十九条の二第一項」の下に、「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に、[第二十一条の二第三号]を「第二十一条の二第一項第三号」に改める。

第五十九条の二第一項中「工場又は事業所」を「工場等」に改め、「必要な措置」の下に「(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むと要な措置)」を加え、同条第二項中「防止」の下に「(及び特定核燃料物質の防護)」を加え、同条第四項中「保安」の下に「(及び特定核燃料物質の防護)」を加え、同条第五項中「第一項に規定する」を「第一項」に、「防止して」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護して」に改め、同条第六項中「防止して」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護して」に改め、同条第十一項中「防止して」を「防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して」に、「防止する」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

第五十九条の二第一項中「(以下この条において「保管者」という。)」を加え、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に

第六十条の見出しを「(保管者)」に改め、同条

れるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者(本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む)を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他他の総理府令で定める事項について発送人、受取人及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

第六十六条第四項を次のように改める。

を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合について、

第五十九条の三の規定は同項に規定する者の工

場等から特定核燃料物質が運搬される場合につ

いて、第六十条第一項の規定は前項に規定する

者から保管を委託された者が核燃料物質を保管

する場合について、同条第二項及び第三項の規

定は前項に規定する者から保管を委託された者

が特定核燃料物質を保管する場合について準用

する。

第六十六条第四項を次のように改める。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めることにより、第十一条の三第一項、第十一条の二

第一項若しくは第三項若しくは第十二条の三第三項の規定の運用に關し内閣総理大臣及び通商産業大臣に、第二十一条の二第二項、第二十二条の二第三項、第二十二条の七第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、同条第六第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第二十二条の二第二項、第二十二条の七第一項、第十四条第一項、第五十七条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む）、第五十七条第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十七条第一項若しくは第六十条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む）の規定の運用に關し内閣総理大臣に、又は第三十五条第三項、第四十三条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第十四条の二第三項、第五十七条の三第一項若しくは第六十三条の三第三項若しくは第七十二条の二第三項若しくは第四十三条の三第三項の規定の運用に關し、原子炉設置者に係るものにあつては第十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ内閣総理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては運輸大臣に意見を述べることができる。

第七十二条の次に次の二条を加える。

第七十二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、通商産業大臣及び運輸大臣は、この法律に基づづく特定核燃料物質の防護のための規制に關し相互に協力するものとする。

第八章中第七十七条の前に次の二条を加える。

第七十六条の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知し、前項の未遂罪は、罰する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第七十六条の四 前二条の罪は、刑法第四条／二の例に従う。

第七十八条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の三第一項、第五十一条の七第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反した者

第七十八条第六号の二中「第五十二条第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。

第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七条」を「第五十七条规定第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に、「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第十二条の二第二項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一项、第五十二条の二第二項、第五十一条の二第一項、第五十二条の二第二項、第五十一条の二第一項の規定に違反した者

五 第十二条の二第三項（第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一项、第五十二条の二第二項、第五十一条の二第一項、第五十二条の二第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第七十九条中第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の二第二項（第六十二条の二の二第一項において準用する場合を含む。）、第十二

一条の三第二項、第二十二条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第二項（第六十二条の二の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十二条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の三を第四号とし、同条第一号の二中「第五十二条第二項」を「第五十三条の三第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三第二項（第二十二条の七第二项、第四十三条の三第二項、第五十二条第二項、第五十五条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の

次に一号を加える改正規定、第三十三条第一項中第九号を第十七号とし、第六号から第八

号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規

定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六条の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十二条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定（第五十九条の二第一項）の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等に改める部分に限る」、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定、核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日（次号において「条約発効日」という。）又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定（第七十七条）を「第七十六条の二」に改める部分に限る。）及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定

条約発効日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において

政令で定める日

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に関する特例）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から

同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで

の間は、改正前の第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「から第六十条まで」とあるのは、「第五十九条の二及び第六十条」と、

「場合に準用する」とあるのは「場合に、第五十九条の三の規定は、同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合に準用する」とする。

（経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

際に製錬事業者（製錬の事業を行ふ場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む）、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者（再処理の事業を行ふ場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む）、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十五条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から九十日以内に」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（原子力損害賠償に関する法律の一部改正）第四条 原子力損害賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

て「核燃料物質等」という。）を「核燃料物質等」に改める。

第一条第四項中「第一条第七項」を「第一条第八項」に、「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）第五条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十二条の十六」の下に「第五十七条第一項若しくは第二項」を加え、「保安のために必要な」を削る。

理由

核燃料物質の防護に関する条約の実施に伴い、我が国における核燃料物質の防護について更に万全を期するため、特定核燃料物質を取り扱う事業者等に対する防護のための措置を義務付ける等所要の措置を講ずるとともに、同条約の実施のための所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年三月三十日印刷

昭和六十三年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E